

婦人少年者



◆ 近代生活と安全・衛生

7
1962

婦人少年協会



婦人の安全管理

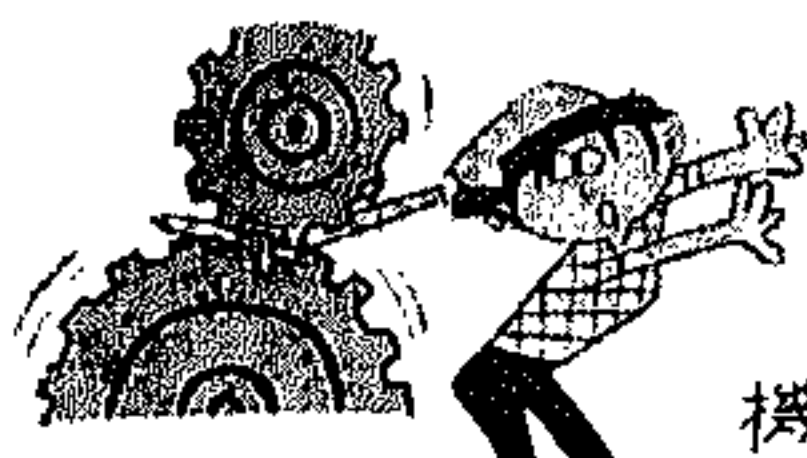
はどうしたらよいか.....

毎年約3万人の婦人が職場で死んだり、けがをしています。あなたは、そしてあなたの職場では次のことが守られていますか。



① あなたの服装は安全ですか

髪かたちはととのえられていますか



職場に適した はきものをはいていますか



機械にはさまれるような服装をしていませんか

② 職場の環境はととのえられていますか

整理整頓は十分にできていますか



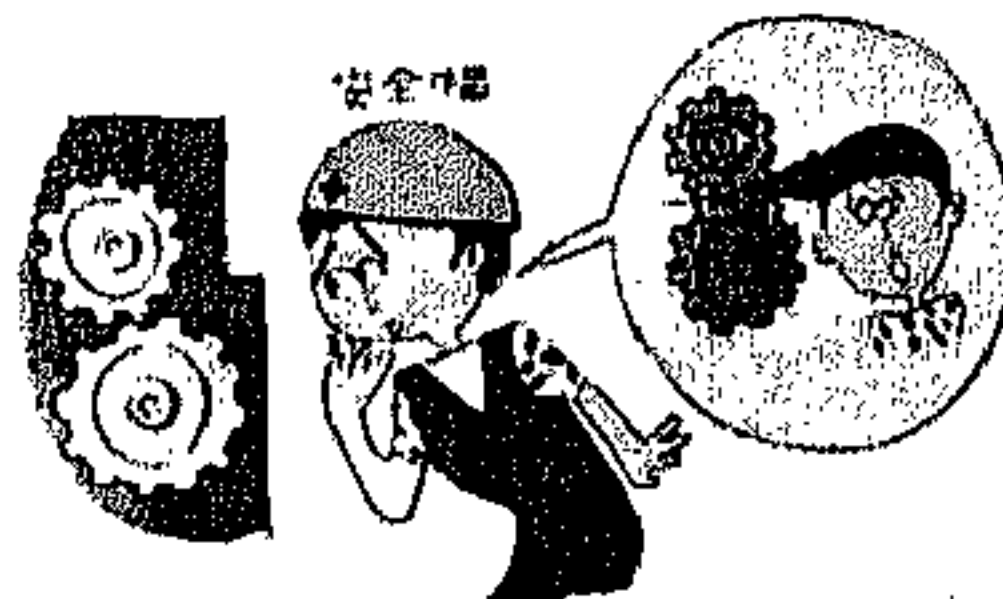
安全装置は完全ですか



通路は安全に保たれていますか

③ 安全に関する法令や規則は守られていますか

婦人が就業してはいけない仕事に従事してはいませんか

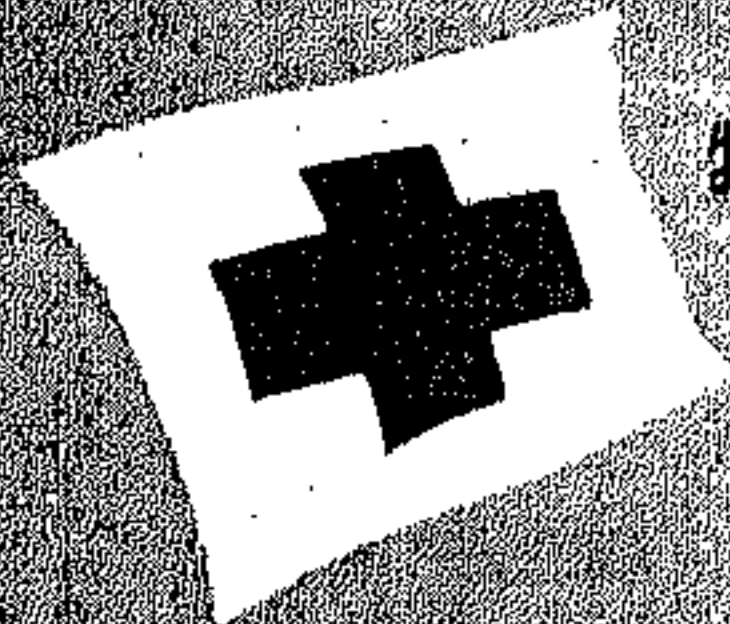


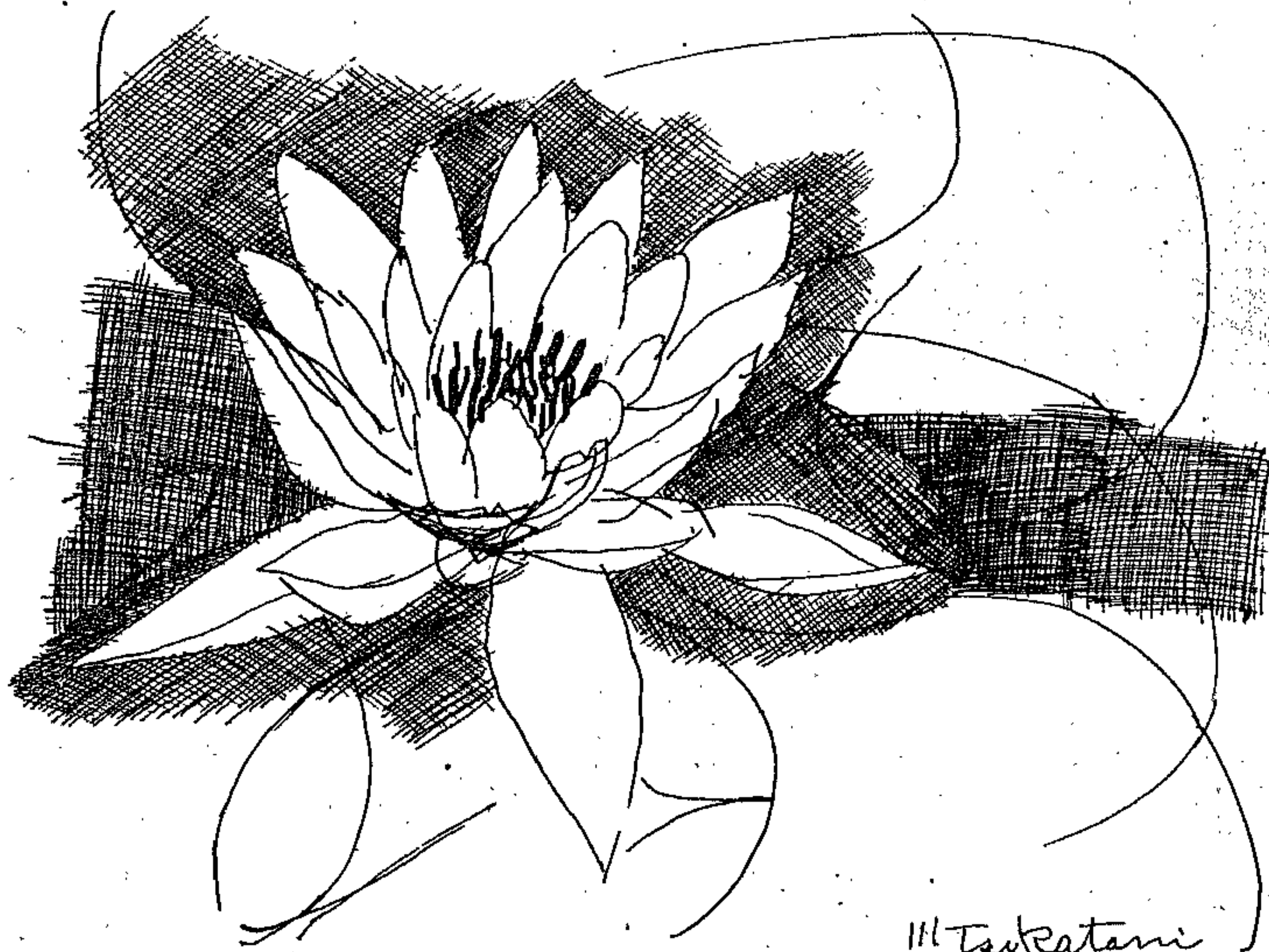
保護具は必ず着用していますか

婦人のけがの原因の主なものは物の取扱い運搬によるけが、一般動力機によるけが、物の飛来崩壊によるけが、ふみぬきによるけが、墜落災害、手動機工具によるけがなどです。

7月1日は国民安全の日

いつも安全第一 けがのないよう注意しましょう





婦人と年少者 十巻七号 目次

近代生活と精神衛生

鈴木浩二 2

職場における婦人の安全管理

山口武雄 5

婦人労働者の冷えについて

斉藤 一 8

「気をつけてね」

須賀まき 12

「孟母三遷」はもう通用しない

深川忠雄 14

——社会を明るくする運動にあたって——

時間外労働の撤廃から 近代化に目覚める

森 淳一 16

わが社の労務管理

働く年少者の指導について

中村長敏 18

家族法上の婦人の地位に関する国 連セミナーの概要と討議の結論

20

愛知・島根婦人少年室主催 国際婦人問題セミナーの概況

愛知婦人少年室 22
島根婦人少年室 22

* 秋田県能代勤労青少年ホーム開館

* パールグループの潮日狩

三重婦人少年室 24

資料室

婦人と年少者の労働災害

25

婦人界のうごき

28

中・高校生のアルバイト問題

29

働く婦人と年少者の法律問題⑦

31

戦後における婦人問題文献目録③⑨

32

女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与額

表紙 3

婦人の安全管理はどうしたらよいか(ポスター)

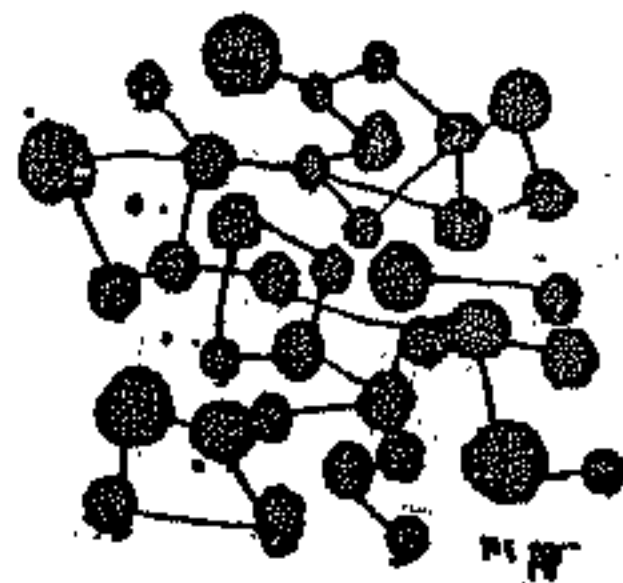
表紙 2

婦人少年局ニュース

表紙 3

表紙・扉

塚谷政義



近代生活と精神衛生

鈴木 浩 二

私どもの周囲には、精神衛生の問題が多すぎて、空気のようにその存在に気づかない程です。最近、週刊誌までが競ってノイローゼを現代病のトップとして取り上げ、人々の関心をか

うようになりましたが、精神衛生の問題は、ノイローゼ以外に、しつくりいかぬ人間関係・夫婦関係・嫁姑関係・親子関係など種々な問題を含んでいます。これらは、近代社会が機械化されオートメーション化されるにつれて、大きく深刻なものとなっています。

◇ 人間阻害と集団帰属意識の喪失

大企業体においては、所謂「人間阻害」が見られ、人間は一人一人が機械となり、その歯車に乗せられて動き、人間らしいつながりを持たないロボットになってしまつて、社会生活に最も大切な人間同士の信頼関係を失いつつあります。そしてさらに「集団帰属意識」をも失い、ここに大きな職場の問題、すなわち、仕事の能

力の低下、欠勤・遅刻・早退の増加や、職場における対人関係の気まずさや陰悪化、モラルの低下など、さらにノイローゼ・精神身体医学の問題などをひきおこしております。

◇ 電化・インスタンタ化の家庭生活に及ぼす影響

このような社会の機械化、オートメーション化による影響は、私どもの心身の疲労をいやす、憩いの場所である家庭内にまで及んでいます。もちろん、そこには社会の近代化、都会化、思想・教育・宗教等の自由化などの諸条件が混っていることは事実でしょうが、少なからず電化・インスタンタ化といった形で家庭内に影響を与えているようです。

家庭内の人間関係そのものも以前のそれとは大変わらなくなってきているようです。従来の「女は家庭にいるもの」といった考えは通用しなくなり、家庭内を出来る限り電化し、女性も職場へ

と出かけていっています。彼女は「人間阻害」の状態に疲れ、憩いの場である家庭に戻りますが、そこには同じように憩いを求めて帰る夫と、家庭で母の帰りを待つ子供がいることでしよう。休む間もなく新しい主婦の役割を果たさうととりかかりますが、疲れた彼女が十分に彼等を満足させることは甚だ難かしいことなのです。ある時は、職場のフラストレーションを夫に向け、それが出来ないために小さい子供に爆発させたりすることがよくあります。また、時にインスタンタ料理でまにあわせたりするといった家庭も少なくありません。

これでも問題が解消しそうにないと、もっと生活を合理化しなければと機械購入に懸命になるわけです。しかし、それには資金がいるわけで、彼女は再び嫌な職場へと足をこぶことになります。

◇ 近代生活の一例

ここで一例を挙げ、機械化以外の近代化による生活問題の一面を考えてみましょう。

K子さんは短大を卒業した電力会社の事務員でした。非常に勤勉で人づきあひもよく同僚から大変に可愛がられ、やがてめでたく同僚のA青年と婚約しました。K子さんは婚約後、A青年が母親と二人っきりで生活し、結婚後は三人で暮らすことは、いろいろ問題があると心配し始めました。そこである日、彼女はAと一緒に彼の母を訪れ、自分の不安を取除こうとしました。Aの母はK子の訪問を大変に喜び「娘のよう

な気がする」といって励ましてくれました。Aもその後再三にわたって「僕の母はとてもいい人なんだ。物わりのよい人だし、この世の中で一番すばらしい母だから、何も心配することはないよ」と説明してくれ、遂に二人は結婚にゴールインしました。ところが彼女の心配したことが一か月とたたないうちに現実の問題となってきたのです。K子はAとの愛の果を築こうと一生懸命になっているのに、母が実権をにぎり、彼女に一家の主婦の座をわたしてくれないのです。その上「そんな贅沢をしては困る」といったような小言をいい、彼女に当たるので、母との関係は複雑になり、両者の緊張は高まってきました。

夫はこの二人の間に立ってどう裁いたらよいのかと迷い、時には妻には気の毒だと思いがら母に荷担し、ある時は親不孝者で申訳けないと思いがら母に反対し、妻の言い分を支持したりして、その場の態度をとりまわりました。このようなAの態度は二人ともになまぬく感じられ、やがてAは母と妻の攻撃の的となってしまうました。Aは家に帰ると毎晩のように嫁姑関係のいざこざをかされ、これに耐えかね、元来仕事熱心の方だったので、遂に超過勤務だとかいって家庭に帰らず、仕事に没頭して、家庭ですぐす時間を出来る限り少なくする形をとるようになってきました。

一方、母と子は二人っきりでいる時間が今迄よりも長く、頼るべきところもなくなったので、相方ともノイローゼ気味になって、時に激

しい口論を展開し、そのうっぶんをAに向け、疲れて帰ったAをさらに苦しめ、その結果としてノイローゼ家庭が出来上がってしまいました。K子は頭の中ではAの母を尊敬し、嫁として彼女を大切にしなければならぬと思いい、姑にかえきれない自分に怒りさえ憶えたのですが、感情面の整理が出来ず、遂に職を求め、母と一緒にいる時間を短くし、また、フラストレーションを職場で発散しようとしたのでした。彼女は母に食事代・部屋代を払うといったぐあい、彼女との関係をドライに割り切り、また母もこのことによって不必要なまさを避けようとなりました。ところが家庭の人間関係が信頼をもたぬ物的交換の場といったものになってしまい家庭は淋しいものとなり、三人は別々に家以外にレクリエーションの場を求めるようになってしまいました。

このような冷たい人間関係の中に、K子は妊娠の事実を知らされたのです。月経が止まり気分がめいり、ねむけと吐きけに悩まされた生活が初まったのです。普通でさえ不快な時期なのにK子は母との関係を気にし、吐きけをおさえて仕事に出ようと試みましたが、身体の方はそれを許しませんでした。神経は高ぶり、身体は衰弱し、痩せおとろえていくばかりでした。もうこうなつては嫌な母とも争っているわけにはいきません。遂に彼女は床についてしまいました。それでも母はいろいろと彼女の世話をしてくれました。しかしK子は親切にされればされる程、母にたよらなければならぬ自分に失望し、

自分をこんな苦しみにあわせたAを憎むのでした。眠るとK子の頭には出産時の恐怖や経済問題、家庭内のいざこざなどが浮かんできて彼女を悩ますのでした。こんなことを空想すればする程不安は強まり、人生が暗いもののように思えていくのです。AはこのようなK子の気持を知らず「今日も寝ているのか、少しは明るい顔でもしろよ」などと不満をのべ、家が暗く面白くないらしく遅くまで仕事場でマージャンなどをして帰るのでした。

やがて男の子が生まれました。K子は自分の胸に抱かれた我が子を見ながら初めて女性としての誇りと喜びを感じ、母も初孫として喜び、嫁姑関係の緊張は融和したように見え、夫婦の間も円満になったように思えました。ところがそれもつかの間、赤ん坊が大きな声で夜中に泣き、K子はその都度起きて母乳をやらなければならなくなるにつれ、夫の非協力的な態度が気にさわりはじめました。眠い目をこすりながら働いているのにAは大きなびきをかいて寝入っているのです。一方、母は母で孫が可愛らしく猫可愛がりをして、その躰についてK子にいろいろ忠告するのです。このような事情のもとに再びK子は自分の子の母としての座まで母に奪われそうな危険を感じ、母から子供を取上げたい気持にかられました。このような気持は動作に現われ、嫁姑関係は再び悪化し、夫婦関係はこれをめぐって緊迫化していき、夫はこのうさを職場に持ち込み無意識のうちに上役と争い下役を冷遇することとなり、遂に職場の人間関

係での障害を感じようになりました。

このような例は近代生活のそこで見受けられる問題であります。A青年のように家庭内のトラブルより逃がれるために仕事へ逃避し、またK子は母との緊張より同じく仕事に逃げ込み、すべてを物質的にドライに割り切り、家庭内の人間関係を知的に処理しようとしてしました。このように家庭の問題よりの逃避として仕事に逃げ込むのと反対に、職場で何かむずかしい問題があると、家庭の生活に逃げ込むとするものもあります。A夫妻は子供の出現によって家庭内の緊張より解放されることを期待したのですが、それも効なく再び緊張が高まり、やがて家庭内の問題が職場にまで持ち込まれたということになります。

精神衛生的見地より

このような場合に、われわれはどのような解決の方法をとればよいのでしょうか。先ず第一にA青年ですが、彼は母との生活を通して母に強い固定観念をもっていることがうかがわれます。彼は母に世話されたことを思い、子として母に孝行をしなければならぬといった形で、母よりの分離の不安を合理化しようとして試みていたといった面がうかがわれますが、むしろ、彼の場合は、結婚前に母との結び付きの整理をしておくことが大切だったわけですね。この点の整理が彼の中に、また母の中に出来ていなかったために彼は嫁姑関係において、はっきりした態度がとれなかったわけです。

第二に母親の方にもこの傾向がありました。

自分の夫の忘れがたみであり、自分の愛情と信頼の結晶だった息子が他の女性に奪われたように感じていることです。もちろん母としてAのよき母であり、自分は嫁をもっとよく理解出来る姑になれると思ったことでしょう。しかし、よき母はよき姑とはいえません。逆に問題の姑ともなることが多いのです。姑になる前に彼女と息子との感情的結び付きを十分整理しておかなければならなかったわけですね。

第三の点は、K子ですが、彼女も結婚前にAのこうした関係を見極め、Aと母の関係を理解し、またAと母のそれぞれの内的感情を受け容れて、息子のために一生懸命に生きてきた母からAを奪うような闘争的態度をひかえることが大切だったようです。観念的には、母は、息子はK子の夫だということを知り、自分にいいかかっているのですから、あせらず先ず姑に可愛がられる嫁となることです。そこには現実的な多くの問題がありましょう。しかし、生きる目的であった息子を他人に渡すまでには、長期の、そして苦しい試練が要求されていることを理解しなければなりません。

第四の点は、夫婦・嫁姑関係の融和策として子供をつくることでしたが、これは必ずしも成功するとは考えられません。もしAがK子をもっと理解し、赤ん坊の養育に責任を感じ、ともに苦しみをわかちあっていたら夫婦の関係はよくなったことでしょう。

第五の点は、息子を嫁に渡した母にとって

は、孫は息子に代る人生の生きる目的ともなっている場合が多いのです。人間はその生存の意味があつて幸福なのですから、彼女より一切の生存の意味を取りあげることが死を宣告するよきなものです。自分達の子ではあるが、母がその養育の世話をするに生存の意味を発見できるようにしてあげることが大切です。赤ん坊の世話をさせてあげることによって、嫁姑関係は調整されることも考えられます。

この他いろいろの点が考えられますが、最後にもう一つ加えておきましょう。それはノイロ―ゼなど精神衛生の問題は、純粋に家族以外ということはそれ程多くなく、外見的には家族以外の問題のように見えるものが、深く突っ込んでいくと家族の問題とのからみあいが多いのです。Aも職場での人間関係に障害を持ったようですが、これも家族の問題から出発しているのです。先ず私どもは、わが家の精神衛生を第一に取り上げていくことが近代生活に大切なことだと思ひます。

(国立精神衛生研究所技官)

*13ページつづき

の社会にあつて、考えなおしてみるのは意味があると思うのです。

外国の安全関係のパンフレットで「安全教育を与えるためには、若すぎるといふ年齢はない」といっています。家庭生活での安全の思想が発達してくれば交通の安全も職場の安全も、いまとは違った数字をみせてくれるのではないのでしょうか。空から降ってくる材木も、いまよりは少なくなるにちがいないりません。

(労働省婦人少年局婦人課・事務官)



職場における

婦人の安全管理

山口 武雄

働く婦人の安全管理について検討する前に、最近における産業災害の発生状況について述べてみよう。

職場における災害や交通事故、スポーツ中の事故などいわゆる不慮の事故によって尊い生命を失う人の数は、ここ数年次第に増加し、死因別の順位においても昭和二十五年には第九位であったのが、昭和三十四年には第六位、昭和三十六年には第五位にまでの上昇がきてきている。

これらの不慮の事故による死亡の中では、交通事故によるものの増加が極めて著しく、昭和三十六年には一二、八五二人の多数に上っているが、職場における事故すなわち産業災害による死亡者も同年に六、七〇〇人に達し、憂慮すべき問題となってきたのである。

産業災害の場合、もう一つ重要な問題は、前記の死亡者を含めて、一日以上休業しなければならなかった死傷者の数が交通事故による全死傷者の二倍半にあたる八〇万人もあるというこ

とである。わが国の産業活動の担い手である貴重な労働力がこのようにして失なわれ、または損われていることは、まことに遺憾なことといわなければならない。

この現状にかんがみ、政府は、さきに産業災害防止総合五か年計画を策定し、経済五か年計画の最終年にあたる昭和三十七年において産業災害を推定件数の半分におさえるために諸般の施策を推進してきた。この間、かつてない経済の好況に伴い産業活動の伸びは極めて著しいものがあつた。その結果、雇用人口の増大、施設の急速な拡張等産業災害の発生に関係を持つ種々の要素がふえてきたため、産業災害による死傷者数は、数の上では増加の傾向をたどつた。しかし、国がとつた各種の施策や事業場・業種団体等における自主的な安全活動が効を奏して、災害発生率は年とともに低下し、昭和三十二年までの数年間はほとんど横ばい状態にあつた休業一日以上の死傷年千人率（労働者一、〇〇〇人あたりの一年間の死傷者数）は、昭和三十

十二年の五〇・六から昭和三十六年には三八・五と大幅な低下を示した。

産業災害防止総合五か年計画の二本の柱である重大災害の防止と中小企業における災害防止については、いずれも年を追ってよい成績を示しており、特に二重構造といわれている中小企業の災害率はここ数年の間に次第に減少の傾向を早め、大企業との間の格差を漸次縮めてきていることは注目し値するところといえよう。

さて、戦後における婦人の職場進出は、目ざましいものがあり、昭和二十五年に二、一七五、七一人であつた婦人労働者（十八歳未満を除く）は、昭和三十六年には、五、七二六、二二九人と二倍以上にふえている。したがって、婦人労働者の災害は件数の上においては増加しているが、しかし、これを休業八日以上の死傷年千人率によって検討すると年を追って低下している。

婦人労働者の就労分野を見ると、教育・官公署等のいわゆる非工業的企業が四〇パーセント

で、これに次いで製造工業が四四パーセントとなっている。製造工業の場合も大部分が危険度の少ない作業に就いているため、婦人労働者の災害率は、全体として男子労働者の災害率の六分の一程度となっている。

婦人労働者の場合には、死亡災害は比較的少ないが、それでも物体の飛来、崩壊、オート三輪等による交通災害、つい落などにより毎年百数十名の死亡者を出している。休業傷害では取扱運搬災害、物体の飛来、崩壊などが多いが、プレス・ボール盤等の工作機械によるものや高所からのつい落、手工具の使用におけるものなども少なくない。中には、毛髪をシャフトに巻き取られたり、プレスに指を取られたりして、障害を後に残したものもある。

これらの災害の多くは、作業方法に対する知識の不備や作業服装の不良など安全教育の不徹底に原因しているが、体調が十分でなかったことに関係したものも少なくない。紡績工場や医薬品製造工場など多くの婦人労働者を使用する事業場では婦人の安全管理についてよく検討が行なわれているが、機械器具工業・化学工業など婦人労働者の構成比が小さいところでは、婦人労働者に対する特別の配慮が忘れられ勝ちである。一般に、男子に適用する安全措置は、婦人労働者に対しても妥当といえる。しかし、婦人労働者については、その母性機能をまもり、また生理的、心理的特性を考慮しての特別の措置が必要なのである。以下、若干の問題点をあげよう。

(1) 作業服装について

作業服装の整備は災害防止上からはもちろん、作業能率を高める上からも極めて重要な事項である。特に婦人労働者の場合には、毛髪が機械の回転軸に巻き込まれる危険性が高い。また、婦人はスタイルについて男子以上の関心を持ち、その結果作業服装としての要件を忘れ勝ちである。作業服装の要件として最も重要なものは、災害から身をまもるということである。したがって、作業服装は身体にピッタリ合った軽快なものとするべきことはもちろん、スソはひらひらしないようにし、また袖口などもキチンと締めておかねばならない。スカートの姿で作業していたため、回転軸に巻き取られて大ケガをした例がある。職場ではおしゃれよりも安全な服装が大事であることを警告するものといえよう。

帽子は是非着用するようにしなければならぬ。それもお座なりのものでなく、毛髪の全部をすっぽり包む完全なものでなければならぬ。ハイヒールやサンダルも外出用のものである。保護眼鏡や安全帽子等いわゆる保護具を着用すべき作業にあつては、必ずそれを励行すべきである。

作業服装の整備や保護具の着用については、十分の安全教育を行なつてその完全実施をはからなければならぬが、同時に職長その他の上司が作業服装の不良を発見した場合には、直ちにこれを是正させ、必要な補備教育を行なうことが大事である。アメリカでは、有名な映画ス

ターに作業服装を着用させてP・Rしたり、安全服装のショーを行なったり、なかなかではな啓蒙を行なっているところが多いが、こうしたアイディアは、わが国においても採用すべき余地は多分にあるものと思われる。

(2) 婦人の中から安全委員等を選出すること

婦人の持つ生理的、心理的特性に対し、安全管理上十分な配慮が払われるためには、提案制度・職場安全会議等において十分婦人労働者の意見を聞くことが大事であるが、さらに一歩進んで婦人労働者の中から安全委員・安全推進員等を選出することがのぞましい。婦人の安全委員に対しては、婦人労働者も気楽に意見を出し得るからである。

(3) 母親としての機能を保護すること

婦人労働者の中には、すでに母親となつているものも少なくない。こういう人たちに對しては、母性としての義務が十分果たせるよう必要な措置をとることがのぞましい。

あるパルプ工場で、原木の皮はぎ作業に従事していた婦人労働者の子供が、転落してきた原木にはさまれ死亡した例があった。託児施設がなかったため、母親が作業場の近くに子供を遊ばせておいたことがこの惨禍の原因であった。婦人労働者を使用する事業場において託児施設を設けることは、子供の保育という面からのみならず、子供を災害から守るという見地からも極めて重要なこととがらといえよう。それでこそ母親である婦人労働者も安心して作業に全力を集中できるというものである。

以上あげてきた事項のほか、われわれは最近における技術革新が婦人の安全問題に及ぼす影響についての検討を忘れてはならない。最近の機械化、オートメ化により職場の安全性は高められてきているが、同時に新しい材料、新しい生産方式の導入が今までに存在しなかった危険性をもたらしたことも事実である。

すなわち、機械の単独運転化は動力伝導装置による災害をなくし、また機械化、オートメ化は取扱運搬作業を減らし、かつ、労働者を作業点から遠ざけた。アメリカにおける災害率が日本のそれに比して半分位の低率である際には、テンポの早いオートメーションがあずかって力であったことは疑う余地のないところである。

しかしその反面、技術の進歩は新しい危険性を産業の分野に導入した。その代表的な例は、原子力と放射線である。また、重化学工業の発達により、危険性のパターンは、石炭から油とガスに移行した。もちろん、これらの技術革新にあたっては、安全が前提要件とされ、危険性を最小限度に阻止することに万全の措置が払われているわけであるが、こうした新しい事態において婦人の安全管理を全うするためには、婦人の職場範囲や防護基準について再検討を行う必要がある。

職場安全化の根本原則が、そのフル・プルーフ化にあることは今更いうまでもないところである。すなわち、万一労働者が不安全な方法で行動しても、それが機械的に排除されるよう設備を安全化することである。また、職場内の

作業条件が危険状態に入った場合、たとえば空気がガスで汚染され危険限界に達したような場合には、ガス検知器の指示によって警報が発せられ、換気装置が働くよう施設することが大事である。これらの措置は、職場の安全度を高め、その結果、婦人や年少者の職場範囲をも拡大するのである。

このことが実現するためには、既存の作業設備に対する技術的再検討の必要性はもちろん、新しい生産方式の導入にあたっては、設計者、生産技術者、安全管理者等のえい智を集めて最善の方式をえらび、かつ模範装置等によって十分その安全度を確認した上、建設に着手することが大事であろう。

と同時に運転開始後における不断の点検も忘れてはならない。オートメーション化された設備でも災害はなお発生しているが、それは殆どが保守・点検の不良によるものである。オートメーション機構は、平等の保守・点検がゆきとどいてこそ、その機能を十分發揮するものであることを銘記すべきである。

技術革新は労働の質の上にも大きな変革をもたらしている。すなわち、手や足を使った肉体的労働は、五官を多く使う頭腦的労働に取って変えられようとしているのである。この流れにおくれないよう労働者各自の自主的な研究が要望されるが、同時に事業場においても教育の上において十分の考慮を払うことが必要である。オートメーション化の過程において災害が多いといわれるのもこの教育がよく行なわれていないからである。

技術革新がもたらす生産性の向上に伴い、労働時間の短縮等労働事情の上にも大きな変革が予想される。そこで問題になるのは、レジャートの善用である。災害は職場の安全化と安全教育だけでは解決されない。私生活の健全化により、家庭における不満や疲労を職場に持ちこまないよう心掛けることは、産業災害防止の上からも重要な課題といえよう。

労働省安全課長

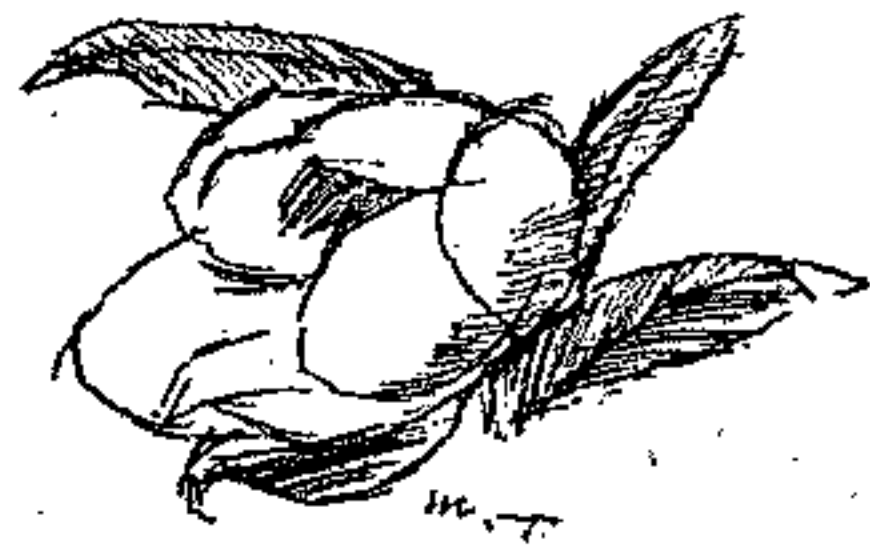
年少労働者に安全教育を

年少工員のエレベーター事故

去る五月、東京板橋の某油圧機器製造会社の組立仕上工場で、住込み見習工A君(16)が二階から手動式エレベーターで階下に降りようとした際、二階の床とエレベーターの天井の間に上半身をはさまれ、内出血で間もなく死んだ。A君は部品を二階に運び上げ、からの運搬台車をエレベーターの中に入れ、その上に乗っていたので、降下のショックで台がゆれ、よろけたとき、網戸のすきまから体がとび出したものらしい。

(朝日新聞五月三日所載)

A君はこの三月宮城県の中学校を卒業。友達と二人で上京、就職したもので、就職後日が浅いが、入社当初会社で具体的な安全指導をしていたら、また、中学校教育で、職場の安全について十分教育が行なわれていたら、こんなことで若い生命を奪われることはなかったのではなからうか。労基法違反ではないというだけでは割り切れない気がする。年少労働者に礼儀作法を教える前に、まず安全教育を叫びたい。(A)



婦人労働者の冷えについて

齊 藤

一 寒冷作業

労働基準法の「安全及び衛生」の項には、多量の低温物体を取扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務には、女子年少者の就業を禁止することが定められている。そのような寒冷の場所とは、気温零下十度以下というもので、また気温が摂氏五度以下のばあいには、温度を測ることを事業主に義務づけている。

しかしこのことは、職場の気温が五度以上ならば、寒冷からの好ましくない影響が全くないということの意味しているのではない。

寒冷作業というものの定義はとくにないが、作業者が直接低温物体にふれて業務がなされるばあいと職場の気温が暖房不備などから寒過ぎるばあいとが区別できるであろう。実際の作業では、前者に当たるものは、冷凍品を扱う工業水産加工業などで行なわれる冬季の作業が考え

られる。後者は冬季寒風に曝されて行なう戸外作業やとくに寒冷地の工場で室内暖房が不十分などところなど、これに当たるとみてよい。しかし、からだの冷えということの問題にすれば、近頃は百貨店など夏の冷房が効き過ぎて問題になることも無視はできない。

二 いわゆる冷え症について

寒冷からの一般的影響と、いわゆる「冷え症」といわれているものとは、区別して考えなければならぬであろう。寒くなると手足が氷のようにつめたくなって、床に入ってもなかなか寝つかれない、しもやけなどもでき易い状態を俗に「冷え症」とよんでいるので、はっきりした定義はないが、医学的にいうと、神経過敏で自分自身が寒さを強く感じる場合と、血行障害などがある、体の部分が本当につめたくなっている場合と、二通りがある。

第一の、自分でつめたく感じる場合は、冷覚神経が興奮した状態にあるため、寒さを人一倍つめたく感ずるわけで、知覚神経には痛覚・冷覚神経などが一緒に含まれているから、神経が刺激されると、つめたく感じるとともに痛みを覚える。神経痛のある人がその部分に冷感を覚え、また腎臓病や子宮の病気の場合に神経炎がおこり、冷え症を訴える場合などこれにあたる。

第二の場合の冷え症は、手足にさわってみると実際につめたくなっており、時には皮膚の色が紫色に変わっていることもある。これは手足の末端の血管を流れる血液の量が少なかったり、血流の速度が遅かったりするため、新陳代謝のはたらきのおとろえが原因になっていることもある。手足の末端を流れる血液の量が少なくなるのは心臓の病気、例えば高血圧・リウマチスが原因でもおこり、貧血でも起こるが、さらにまた自律神経の異常がある場合にもみられる。皮膚の血管を収縮させるはたらきは交感神経、血管を拡張する方は副交感神経の支配をうけており、両方の神経をふくめて自律神経とよんでいる。

一般に自律神経の異常があると、いろいろの刺激に反応しやすくなっている、冷え症を訴えることが多い。女子では月経中や妊娠中などの興奮しやすい時期、また精神的、肉体的の過労で興奮しやすい時などによく起こる。頭痛・めまい・不眠・胃腸障害・全身倦怠感などの症状を伴っている。このように「冷え症」といわれ

ている症状は、特定の個人が、病気や体質などからして、人いちばい寒さの刺激を強く受けやすい状態をさしているから、一般の寒冷による影響とはその度合いの点でもわけて考える方がいいだろう。しかし、男子よりも女子の方に冷え症で悩む人が多いのも事実のようである。

三 寒冷と女子の体質

それではなぜ女子の方が男子よりも冷えに關して一般に問題とされるのであるか。これについては定説というものは出されていないように思うが、私見を少し述べてみたい。

人体の体温維持のはたらきには二通りある。その一つは化学的体温調節といわれているもので、体内で栄養素が燃焼されて、そのとき出てくる熱によるものがこれにあたる。体内での燃焼は、生きている間ちゅう間断なく続けられているが、呼吸・血液循環・体温維持など人間の生理機能のうちでも、いつときも休みなく続いている、いちばん基本的な生理機能のために費されて燃える栄養素の代謝に相当するものを、基礎代謝量とよんでいる。

この基礎代謝量は、個人にとって非常に一定した数値のものであるが、夏にくらべると冬には一〇%ほど増してくる。それは、冬は寒いから体の熱がより多く放散されるのに対して、体内でつくる熱の量をふやすことによって、体温を一定に保つことができるわけである。

女子は男子にくらべると、この基礎代謝量が少ない。体の表面積一平方メートルについて、

一時間の基礎代謝量は、二一〜三〇歳の男子が、三六・七カロリーであるのに対して、同じ年齢の女子では、三三・一カロリー、したがって一時間に体表面積あたり三・六カロリーだけ体内の熱発生量が、女子の方が小さいことになる。

各年齢とも、女子の方が基礎代謝量が少ないというのは、第一表に示すとおりで、この事實は寒さによって体の熱がうばわれるのに対して、体内でより多く熱をつくって対処しようとする化学的体温調節の点で、女子のからだは男子よりも不利な条件をもととそなえているものとみてもよいことになるであろう。

第二の体温調節は、物理的な仕組みによるもので、寒ければ皮膚を流れる血管が収縮してその部分の血液の量を少なくし、からだの熱が外界に向かって発散されるのを少なくくい止め、また暑ければ、逆に手足の血管が拡張して、そこを流れる血液の量を多くし、血液のもっている

る熱を外に発散しやすくすることと、暑さ寒さに対して体温を一定に保つようにするはたらきや発汗などのはたらきがこれにあたっている。

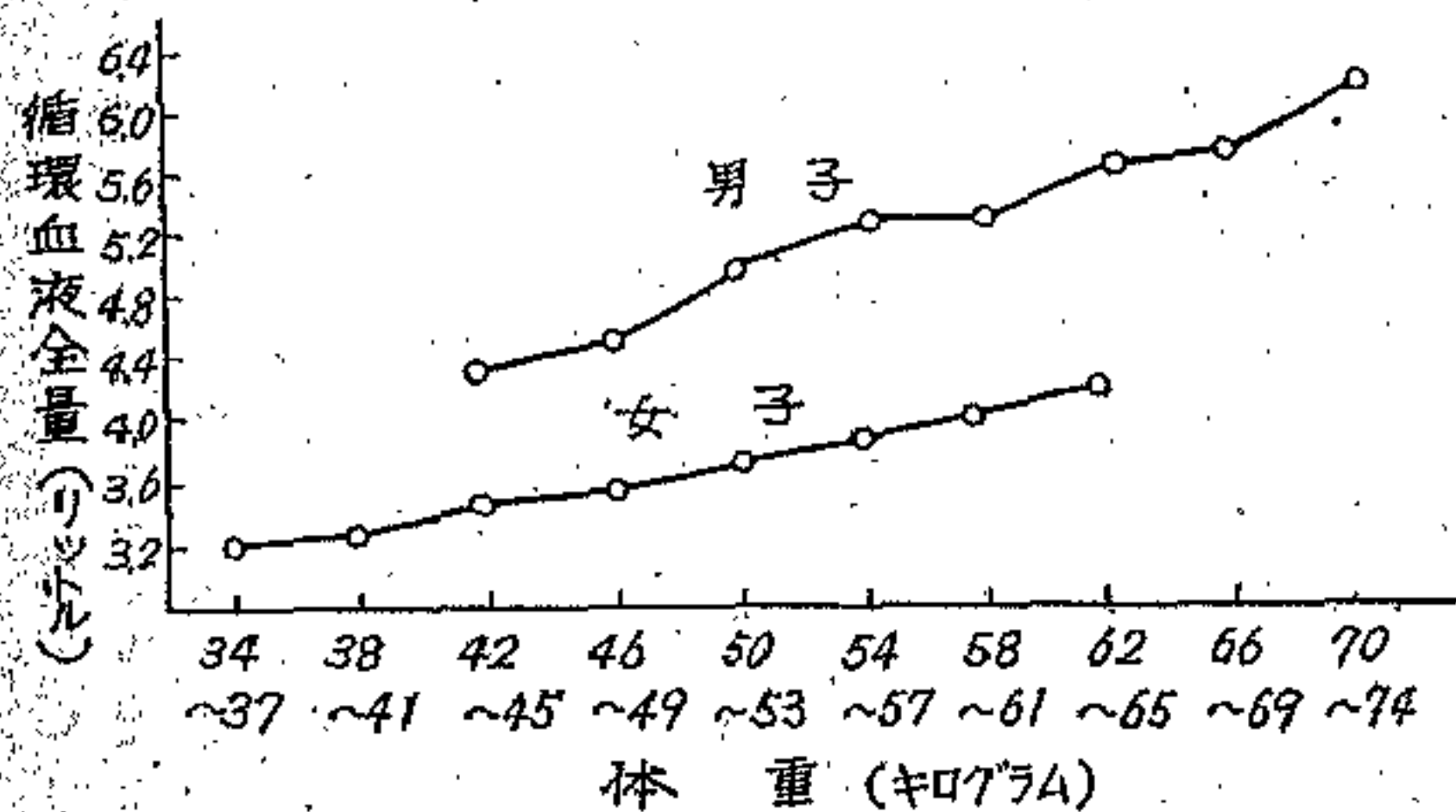
したがって暑くても寒くても体内を流れる血液の量的な分布は大きく変わってくる。寒ければ内臓に沢山血液は集まり、手足では減ってつめたくなる。この場合、自分の体内にもっている血液の全量が、貧血などで少なければ、それだけ手足の冷え方は強まるわけである。

体重一キログラム当たりの循環血液量は、男子にくらべ女子では少ないから、この差も女子が寒さに対してそなえている体の条件として不利ではないかと考えられる。私も男女の循環血液量を測った

年 齢	男 子	女 子
15 歳	38.9	35.7
16	38.1	34.9
17	37.5	34.5
18	37.1	33.9
19	36.9	33.8
20	36.8	33.7
21~30	36.7	33.1
31~40	36.4	32.0
41~50	35.6	31.6
51~60	34.4	31.3
61~	33.3	30.9

(注) 基礎代謝量は、体表一平方メートルについての量でいえば、性・年齢により一定値を示し、この間では個人差が殆んどない。

日本人男女労働者の循環血液量比較



数値を、体重別に表わしてみると、上図のようになり、同じ体重でも女子の方が少ない血液量を示している。しかし

女子のからだは、皮下脂肪の層が男子よりも厚く、脂肪が多いことは熱が外界にうばわれることを防ぐ上では効果的であるから、この点は女子の方が有利ともいえる。結局、物理的な体温調節では、血液量と皮下脂肪層の二つの点では、男女の体質の差は相殺されるような関係にあるとみてよいであろう。

もう一つ気になるのは、自律神経の態度で、さきにもふれたように、この状態が女子では、月経や妊娠などでふだんから変調をおこしやすくなっていることである。このため寒さに対して過敏に反応しやすくなることも考えられる。女子の内臓、とくに子宮などをもつ下腹部の内臓は、寒さによって一層うっ血をおこしやすくなるであろう。一般に寒冷の作用は内臓うっ血をとまなっているが、それは、皮膚を流れる血液がへって、それだけ内臓に多く血液が集まってくるからである。うっ血は、わかりやすくいえば、むくむことで、内臓のはたらしにも影響を及ぼしてくる。

総合的に考えてみると、女子の方が寒さに対しては体質的に敏感で、その影響が一層問題になっってくるように思われるが、同じ寒冷の条件に男女をさらしたときの比較研究の資料がないので、確実なことは今いえない。

四 寒冷の生理作用

寒さがどんな生理作用をとまうか。第一に皮膚温の低下があげられる。これは体の末端ほどひどい。水産加工場で冷凍の魚を扱っている

身削り作業者は、仕事の合間にときどき魚をつかむ方の手先をお湯のなかに漬けながらやっている。

冬季山間部の織物工場では、始業が朝早く、室内気温が二、三度に下がっているときでは、指先の皮膚温は十度位、手の甲のところでは七、八度、太腿で二五度位、日中気温が摂氏九度位のときでも、指先は十四、五度、手の甲は二〇度前後、太腿はまだ三〇度以下である。寒くて動作が鈍り、能率が上がらないのも無理はない。

第二には寒くなると血圧が上がってくる。これは、皮膚の小さい血管が収縮しているところに血液を流すためには、心臓が強く働かないといけなからで、前記の織物工場で測った結果は、朝始業前では二〇歳代の若い女子で一五〇ミリ程にも高い血圧をみる者が少なくない。

第三は血液が濃く変わって来るとともに血液の塩分が減って来ることである。濃くなるのは血液のなかの水分が内臓の方に押し出されて血液では減ってくるからで、内臓に移動した水分は、一部は細胞内に貯留し、一部は尿量を増すことによって外への排泄をはかる。寒くて度々便所へ通うようになるのは、このためで、実際さきの織物工場でも、女子がこのため能率が上がらないといっている程である。

暑くても、寒過ぎても、体水分は失われ方が多くなり、のどが乾いてくる。寒さによる体内の水分と塩分の移動で、いちばん問題になるのは、細胞内にこれが多く入り込んできて細胞を

膨隆の状態におくことである。赤血球もふくらんでくる。極端になれば破れて、いわゆる溶血という変化がおこる。

このような血液の性状の変化は職場の気温が低いときほどはつきり現われる。勤務時間中の職場の気温は、朝、昼、夕で外の気温を反映して変わっているから、平均した温度でいうと、九度以下では過半数の作業者が、一日の作業が終った直後では血液が濃くなり、塩分も減ってきている(第二表参照)。しかも温度の低い工場ほど変化の度合いも大きい。

第四には、さきにもふれた内臓にうっ血を起こさせてくることや胃液の様子も胃酸が多くなるように変わって来ることである。後者は胃の過酸症という方向への変化で、これは職場の平

第二表 山間部織物工場冬季女子作業者の血液変化

(作業後に血液濃縮化と塩素量減少を示した者の比率)

職場の平均気温(°C)	六・〇	七・四	八・九	一〇度以上
濃縮化した人(%)	六・七	六・一	五・三	三・〇
塩分の減少した人(%)	九・七	八・四	六・七	三・六

均気温が十度以上であると、普通の状態と変わりがなく、六、七度でもそのような傾向がみられてくる。

五 寒冷作業と女子の冷えに関する訴え

冬季暖房不十分な職場の女子は、厚着をしたり、腹にカイロをしたり自分でも保温をはかっ

ているが、それでも冷えによる持病のようなものを持つ者が少なくない。山間部の織物工場ですらべた結果では、なにかの方法で、自己保温をとくに講じている者が、四二九人中六〇人で一四％、このうち四四人は作業中カイロを使っている。なお腰ぶとん七人、腹まき一人、毛の腰まき一人、その他の保温法が十人であった。

職場の暖房は、四七工場中ストーブ二八、スチーム五、火鉢七、七輪三、スチームと七輪共用一、その他一、暖房なし二という内訳だが、スチームのところも朝晩外が冷えるときだけ通すだけで、日中は止めている。スチームパイプも細く、ビルなどのスチーム暖房とはまるっきり違った申訳程度のものである。ストーブも途中石炭をつぎ足すのは殆んどみることができなかった。

冷えによる持病がでたという人は四二九人中七一人で一六・六％にあたっている。持病の種類としては、神経痛四九・四％、月経困難症三一・七％、リュウマチ一・三％、ぜんそく五・一％、痔その他を含め一二・七％という内訳で、殆んどが一七、八歳から三〇歳までの若い人達であるのに、神経痛が多いのはいたましい感じがするほどである。

生理日の痛みについての質問調査の結果をみると、工場就労によりひどくなったという人は、四二九人中一八七人で、四三・六％にあたっている。なお月経の周期が変わった(四一・五％、出血日数が変わった(三六・四％)、出血量が変わった(三九・二％)など生理不順の

第三表 冷えのためにちばんこまること

訴 え	人数
痛がらなく、多 痛が上る、多 痛が回数がある、多 痛が下る、多 痛が足が冷える、多 痛が手が冷える、多 痛が腰が冷える、多 痛が肩が冷える、多 痛が手頭が冷える、多 痛が陰部が冷える、多	48人 31 31 7 5 4 4 1 1 1 1 1 1 2

状態にあるものが高率である。一方生理休暇の取得状況は、生理日に休暇が欲しいがとれないという人が四二九人中二四・五％の割であり、中小企業の低い労働条件を反映している。

冷えのために困ることを質問した結果は、第三表のように腹痛がいちばん多い。

腹痛・腰痛・頭痛・肩こり・吐き気・不眠、手足の冷え・しもやけなど「冷え症」の症状とみなしてよいものでも、その数からいって、特

第四表 冬季山間部織物工場女子の職場の床質条件と持病及び月経障害の率

床 の 条 件	板 ば り	コンクリート
イ) 持病をもつようになった 神経痛 月経困難症 その他の持病を含む全体	% 7.6 5.7 18.0	% 14.6 13.9 33.6
ロ) 生理不順となった 出血日数が変わった 出血量が変わった	42.7 37.8 40.5	52.6 41.7 40.9
ハ) 生理日の痛みがひどくなった 休まねばならぬ程痛む 仕事に困難になる程痛む 仕事にやりにくい程痛む 内訳	44.8 5.7 17.3 21.8	52.5 14.6 15.3 22.6

定の個人の体質によっているというよりは、むしろ職場の暖房不備のために、冷え症が一般化しておこっているといった方が当たっているだろう。

生理障害が冷えのために強まるのは内臓うっ血や知覚神経の過度の刺激によっているものと考えられるが、その障害を訴える人の比率は、床が板ばりのところよりもコンクリートでできている職場の方がはつきりと多いのも、コンクリートが一層冷えを促進するからであろう。(第四表参照)

六 対 策

いうまでもなく暖房を十分にすることに尽きるが、気温は平均摂氏十度以上にする必要があらう。(夏の冷房は、百貨店など長時間続けてさらされる場合は、二〇度では冷え過ぎで、二五度当たりが日本の夏の冷房としては適当である)それとともに労働時間を最低基準の実働八時間を厳守していくこと、これは寒冷の持続作用を緩和する上でも是非必要なことで、かたがた過労が寒冷反応を敏感にすることを防ぐ意味でも有効である。また生理休暇を必要とする程に困難となる者に対しては、容易に休暇がとれるよう指導していくことも大切であらう。なお暖かい飲料を用意し、食物では蛋白質が体内の熱生産を高めるはたらきがすぐれているから、蛋白質の多い食事を給与する配慮も望まれることである。

「気をつけてね」

—家庭生活の中の安全についての雑感—



須賀 まき

私たちは学校へ職場へ家を送り出す時に、また人とわかれる時に、よく「気をつけてね」といいます。歩道を歩いていたのに材木が降ってきたり、つり皮にすっかりつかまっていても、その電車ごと転覆したりの昨今では、この言葉も、個人に「気をつけて」の限界を越えて、いまや神だのみのめな気持も多分に含んでいます。実に災害の多い、そして人命が傷つけられることの多い昨今ですから。

いまは科学の目ざましい進展を中軸として、私たちの生活文化も大へん豊かになり、そして近代化してきました。しかし、それを受ける人間自身が、同じ速度で変わり進んでいくのはなかなか困難です。そこで、いろいろなくちがいが起こってきて、そのくちがいは、青年と老人との間の思想や意識のへだたりというような形で現われたり、また一方に

生活の中の災害という形でも現われていると思えるのです。

私たちは、この近代化が私たちに与えようとしている豊富な利益を、そのまゝ、あるいはより一層効率高く吸収して、生活を豊かにすることが必要でしょう。ところが反対に、生活が混乱したり、人間が傷められたりすることが、昨今少なくありません。生活の中で——ことに家庭生活の中で——この近代化が十分にこなされていくことから、社会を肥やすものとしての近代化の価値が生まれ、家庭や社会の発展のための、地についたエネルギーになっていくと考えるのです。

このような意味から、直接、間接に、近代化にともなう起きていると見られる、家庭生活の中の混乱を、災害の面からながめてみましょう。

「災害」といえばすぐに交通関係や工場等での事故、あるいは天災などが浮かびます。いま昭和三十四年の人口動態統計によって、交通事故を除いて、傷害の起こった場所別の死者の数から見ると、鉱山関係や工場では三、五一人、全体の一三・五%ですが、家庭では七、八七七人で全体の三〇・二%という数字があがっています。工場などでのいわゆる産業災害は、休業一日以上のけがを含めると昭和三十六年には八〇万人にものぼりますが、家庭でのけがはつきみ

害に伴う経済的損失は三十六年で一、九八〇億円となつていますが、家庭でもそのための損失をはかってみたら、生活のほこび方に参考になるでしょう。

家庭というところは、気持のうえでは安息・安全の場所ですが、こうして数字をあけてみると、工場やその他の場所におとらず災害の原因となるものを多く持っているというところに、あたりまえながら、あらためて考えさせられます。そこで、家庭での不慮の事故、災害を死因別に、同じ統計でみると、天災によるものをのぞいては、最も多いのは墜落による死亡で一、二八六六、全体の二六・三%

、次いで高いのは火や可燃物の爆発による一、一〇五五という死亡数で全体の二四%を占めています。そのほか、薬や食物による中毒死やガスなどによる中毒死も相当数にのぼります。ことに、食物その他の物をのみこんだための死亡や、寝台やゆりかごでの窒息、家庭内で水におぼれての死亡など、老人や子どもに特に多い災害は、合わせて一、六五六人で全体の二一%にものぼっています。

以上の数字は、重ねていいますが「死亡数」です。このほかに家庭内で起こされた軽いけがから、死に至らないですんだ重症、なおいふならば、それらの傷害を受けた結果としてその後の、その人の生活に何らかの悪い影響がある、というようなことなどは数字としてとらえられていません。前記の死亡数にしても同様

ですが、それらの死傷が家庭や個人の生活をどのようによすぶり、あるいは破壊したかは、私たちが日常の経験や何かの事件として耳目にふれることから推察するのですが、要保護世帯の生活困窮の原因などからも見ることはできます。

家庭内での死傷の原因は、「不注意」ということで片づけられがちですが、時として「無知」である場合も少なくありません。生活に、いろいろと新しい様式が入ってくるにもかかわらず、それを十分にこなしていく知識や技術を伴わない、ということでしょうか。

住宅の建築について考えてみると、団地の四階、五階建てというようなアパートでは、廊下や階段ですべる、子どもがテラスから落ちるなど、新しい建築様式に住みなれないうちは、よく起こることです。都会ばかりでなく、都市周辺にも大へんな勢いで増加している木造二階建て程度のアパートなどでは、建築そのものも安手であったり、住宅管理が十分でなかったりするせいか、洗濯ものを干すために乗った出窓がこわれて、主婦が墜落死するということも起きています。新築が大へん困難な昨今でもあり、また大家族を離れて、独立性のある小家族単位の生活が一般に望まれている今日、単に住宅不足という理由からばかりでなく、アパートが増加するのは当然のことですが、公団のものにしろ民間のものにしろ、そこでの生活の安全性について、先

ず心を配ることが大切でしょう。

生活の変化、近代化を助長している最も大きな力に、生活の電化があげられます。いま家庭生活活用の電気機具製品は、製作する会社別の個々の名称はべつとして、機能べつに、ちょっと数えても四〇種類以上もあります。美しく便利にできているこれらのものは、家事労働を軽減させますし、また生活を楽しく美しくもします。

しかし、たとえばスイッチをひねればご飯ができる、そのような便利さが「電気」というものを甘くみさせる。電気器具の故障は、どういう時に起こるのかということも、もちろん「電気」というものについて基礎的な知識も持っていない場合もあります。風呂場の流しに置いた電気洗濯機の操作をやまて、感電死した事件を記憶している人もあるでしょう。電気器具とは、科学性というくつわをはめられた猛獣のようなものと思えば間違いありません。一つの電燈などから、タコの足のようにいくつものコードを引いて、いくつもの電気機具を同時に使う電気機具愛好家を危険から救うために、慈愛深い「科学」の神さまは、一定のアンペアを超えると自動的に電気が切れる安全器を、すでに用意してくれました。そこで人間は、安全器だけつけておけば、電気の知識なんかなくてもいいということになります。——こう考えてみると、一体、科学がもっと進歩し

ていくと、人間自身の、つまり私程度の、ごく普通の人間の知能の働き、思考力などというものは、自然に退化してしまふのではないか、などと少し心配になってきます。しかし、そうなれば、またほかに考えることが出てくるかも知れません。いまや人間は「考える声」ではなく「考えたがっている声」のように思えるので——

話をもとにしましょう。

中毒や爆発、火事などの原因になっているガスや石油は、燃料や燈火用としていままでも使っていたのですが、これを使う家庭用機具の種類がいろいろと出まわってきたところに注意を必要とする問題が生まれてきます。特に、火鉢かこたつ程度の局部的暖房から、「真冬にもシャツ一枚で仕事ができる」部屋全体の暖房へ、というわけで、障子とたたみの部屋に、赤々と燃えるガスや石油のストーブやコンロがすえられ、上にはナベもかけられます。アパートのせまい部屋では、そのまわりに一世帯分の家具も、かぶさるように並んでいます。小さい子どものあるところもあるでしょう。ヤケドや火事。民間の木造アパートなどでは消防備は無いと同様でしょう。消防車が入れないせまい道路もあるのです。

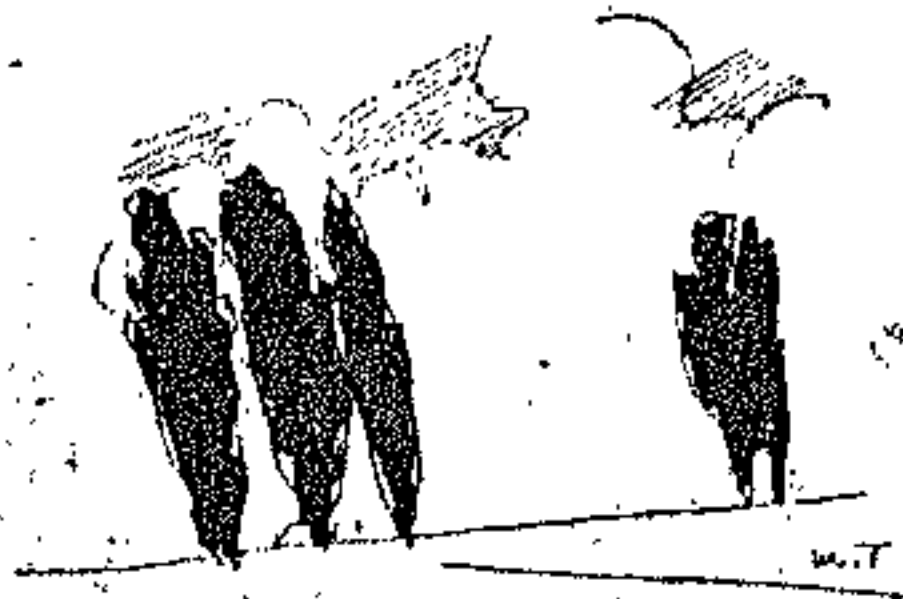
放しだったとかいう原因です。火事は逃げられるが、ガス中毒はにげられないといえます。気がついた時には、もうからだ動かかないということらしいのです。暖房のいき届いた部屋は冬の仕事を楽にし能率も上がります。こたつの中で、かろうじて仕事や勉強をしていた、いままでの日本家屋の寒さから解放されるということは、生活の近代化を大きく進めるものです。だいが、こわがらせるようなことを書きましたが、住みやすく、使いやすい、美しく明るい近代建築の住宅にみんなが住めるようになり、電気でもガスでも、生活の中に積極的に取り入れていきたいものです。そのために、私たちは努力もしています。しかし、その中で人間が安全な生活を安心して営み、豊かに生きられるという基本的な事がらが保たれなくては、生活のどんな近代化も無意味であり、人間社会のマイナスになってしまいます。科学は、前記のような数々の障害もなく人間社会を豊かにするために、十分ともいえる研究や技術をもって、新しい生活物資を送り出しています。ただ、受ける側の私たちの生活行動や知識が、それをかしく消化しきれないところに、災害も起こりがちです。

で内側にまげてなかったり、オートバイの正面の風切りが鋭くとかっていたり、砂あそびのフルイに張った網の針金が、ワクの外に出ていて、指を刺しそうであったりします。買う時はもちろんのことですが、良いものでも、子どもが愛用しているうちに折れたり、とがったり、色が落ちたりという場合もあり、衣類などの修理や洗濯と同様な配慮が必要です。考えてみると、日本の家庭では安全な生活という考え方が、あるいは思想がとぼしかったように思えます。礼儀作法などの、いわゆるしつけは子どものころから相当口うるさくいわれていましたが、あぶないもの、あぶないこと、子どもがいかにげんに扱うと危険になる品物、などのしつけは、大体その場ばったりでやっていたようです。こういうしつけ教育のやり方からみて、やはり家庭生活に科学性が乏しかったといえましょう。また、それは、人間——その存在、生命の営みを主体とするよりも、生活の中で人間の地位上の高下、それを支える生活形式を主体とし重要視した過去の日本社会のあり方——その形式の確立のためには人間の生命の価値は非常に低かった、そういう社会での家庭生活、そこで生命の安全——生活の安全という思想が発達しなかったのは当然だった、とも考えられるのです。生活の安全という、このあたりまえのことを、こんな意味から、この近代

孟母三遷、はもう通用しない

——犯罪のない、明るい社会、を築くために——

深川 忠雄



「社会を明るくしよう」などというところから、「今日の社会は結構明るいではないか」と反問する

人も決して少なくないであろう。だが果たして今日の社会は明るいといえるだろうか。消費ブームの波にのり、行楽地は常時満員、高価な消費物資がとぶように売れるという現代の世相を見ていると、皮相的にはたしかに「社会は明るい」という見方もできようが、そうした刺激の連続のような現代生活とその基盤である社会には一つの巨きな危機がひそんでいるのである。

貧乏・病氣・犯罪の三つは昔から社会の三大不幸といわれてきたものであるが、このうち、前三者は、まだ問題をのこしているとはいえず、今日では明るい解決の曙光が望めるところまで到達したといえよう。ところが問題は「犯罪」である。社会の進歩発展とともに犯罪は当然なくなっていくものとの予想は今日完全にはずれとなり、犯罪の猖獗、とくに青少年非行の増加はまことに著しく、憂慮すべきものがあるからである。

このことは、日々の新聞・ラジオ・テレビなどによってひんぱんに報道される犯罪・非行のニュースによっても十分うかがい知ることができると思うが、ここに警察庁の犯罪統計書から昭和三十五年年度の刑法犯及び特別法犯（銃砲刀剣所持や人身売買、道路交通取締法違反など）をひっくりめたる検挙人員をひきだしてみると、昭和三十五年一年間で実に三百八十一万人に及んでいるのである。これを時間計算してみると、一日当たり一万四千三百八十八人になり、一分間に十五人、つまり4秒に一人の割合いで犯罪者が検挙されていることになるのである。しかも、犯罪・非行はこのほかにも、最近増加しつつある十四歳未満の少年の触法事件や、犯罪には至らないが少年の虞犯事件などがあり、これらも加えれば右の数字は更に驚くべきものとなるのである。

極端な言い方をすれば、私たちは犯罪・非行と隣り合わせに住んでいるともいえるのであるが、こうみてくると、社会の華やかな皮相面だけを見て「今日の社会は明るいではないか」などといっているのは少々おかしな感じがするといわねばならない。

(二)

さて、大まかにいえば、たしかに半世紀乃至一世紀前までの「犯罪」は社会の片すみの特異な現象であった。すなわち、犯罪とか非行は特別な人に遺伝して起こるものであり、そうでなくとも、ひどい貧困などが原因で起こる極く特殊な問題とされていた。従ってその予防とか対策も特殊な関係者による活動に委ねておけばよいという考え方が支配的であつたし、問題の多くはそれで解決していたのである。

しかし、その後の社会生活の変容・複雑化につれ、犯罪者・非行者が續々現われるようになり、犯罪に対するさきのような素朴かつ古典的な考え方は全く通用しなくなったのである。犯罪・非行は今日では、私達の日常において極く身近な問題として考えねばならないほどである。おかしな言い方かも知れないが、社会の中に浸透し、一般的な問題となってきたのである。

では、こうした事態に対し私達はどうかしたらよいのであろうか。それを考えるまえに一つの事例をあげてみよう。

それは、主人に死なれ、二児を抱えたある未亡人の例であるが、女手一つで子供を育てるといふ緊張感から子供が悪い仲間、不良な環境によって不良化するのを極度におそれて、悪い環境を逃れて三度びも転居したのである。そんな母であるから、子供達に対する態度もなかなかきびしく、ちょっとしたあやまちも容赦しなかった。「孟母三遷」の日本版のようなこの健気

な母親であつたが、その長男は結局非行に走るということになつてしまつたのである。母親のあまりにもきびしい態度と子供に対する過剰な期待が、かえつて子供の心に孤独さと欲求不満を募らせ反動的非行へと発展させたのである。幸い、少年の保護観察を担当した保護司の活動によつて、その母は、自己の頑くきな態度に問題があることを自覚し、子供を理解し、一緒に考えていこうとする態度にあらためるようになり、少年もそれからは順調に更生の途をたどつたのである。

ところで、この事例が教えるところのものは、今日では、ただ悪い環境に目をつぶり、そこから逃避するという消極的な行き方では決して犯罪や非行を避けることはできないということであろう。犯罪や非行の芽生えは私達自身のなかに内在していることが多いからである。「私だけは大丈夫」だとか「犯罪や非行の対策は専門家に任せておけ」といった傍観者の態度はもはや通用しなくなつてきているのである。今日は皆が、身近な問題として犯罪や非行の問題を考え、その防止にそれぞれの立場から協力し合ふねばならない時期であるといえよう。

犯罪は社会のなかに生まれるものである以上、その解決も社会がしなくてはならない。その解決の大きな方向の一つは、罪を犯した人を社会が温かくいたわりたすけて再び悪を累ねないように更生をたすける、という方向である。一度罪を犯した人がそのまま冷たく放置されていると、また罪をかさねる危険はきわめて大

いのであるが、この点、保菌者を完全に治療しないと再発したり他に感染させたりする病気の場合と大変よく似ている。病気の場合は社会から隔離して医学的な処置を施せばそれで済むが、犯罪の場合はそうはいかないのであつて、みんなが更生に力をかしてやらねばならないのである。

さて、一口に「更生をたすける」というがそれはまことに幅の広い活動である。温かいけましの言葉をかけてやることや、就職を世話したり、必要な物を整えてやることなど皆そこに含まれるであらうし、また、角度を変えて、犯罪の誘因となるような環境を浄化することも含まれる。要は各人がそれぞれの立場でできることを十分に努力してやるのが肝要なのである。

(三)

ところで、犯罪者や非行少年を社会のなかで更生させ、社会を犯罪からまもつていこうとする制度を「更生保護制度」というが、この制度は犯罪者を施設に収容するという伝統的な犯罪対策に対し、新しい犯罪対策であり、これから犯罪対策の中心とならうとしている。この更生保護の活動は形のうえでは保護観察所という国の機関が中心になつて行なわれているが、さきにのべたように、その活動は社会の中で行なわれるところから、民間篤志家である保護司が実際には中心になつて活動しているのである。しかし、この制度が理想的に運用されるためには、この更生保護活動に対する認識をもつ社会一般の人々が深め、保護司を中心にして、そ

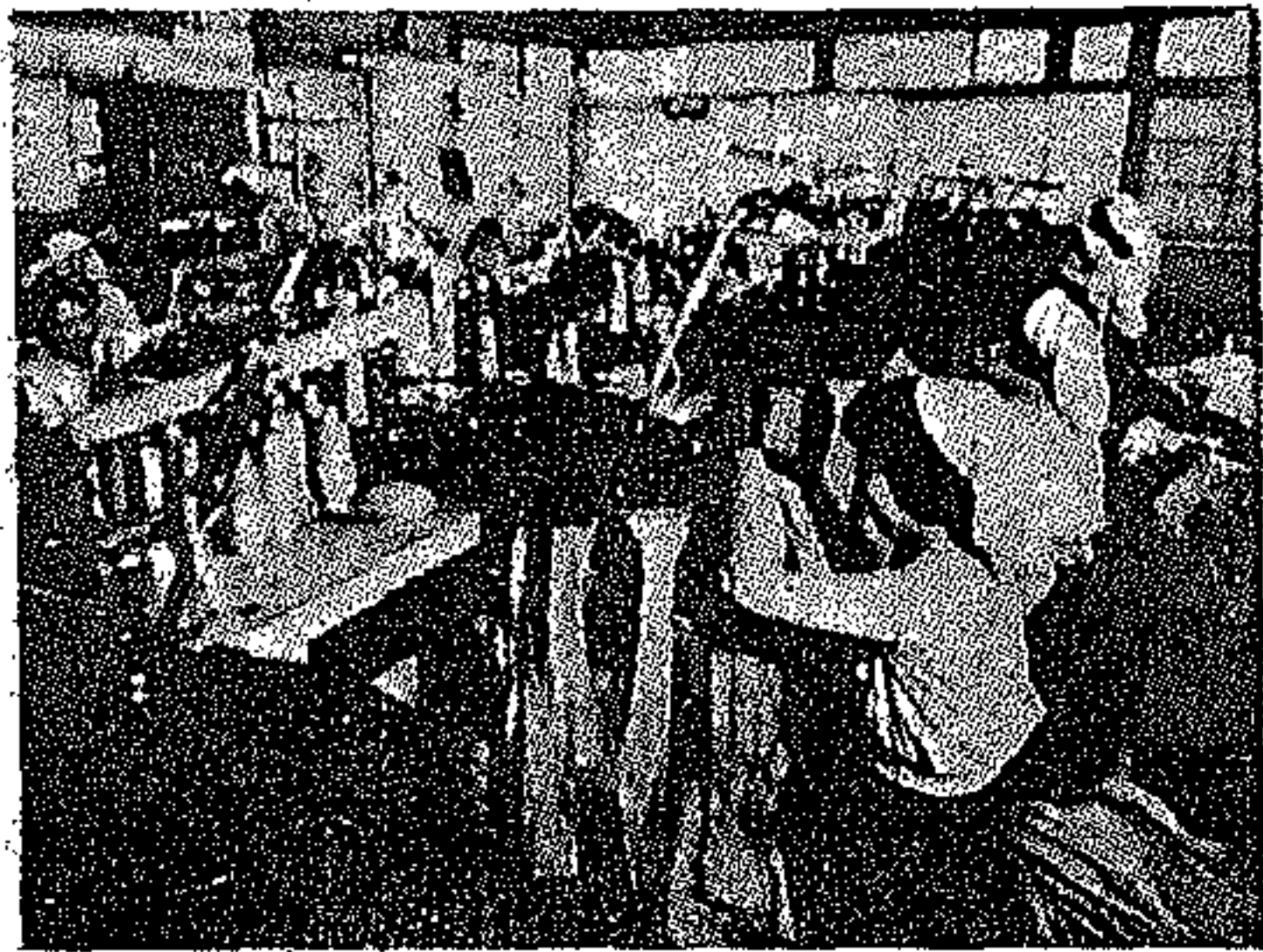
れぞれの立場からの協力体制をがっちり築かねばならないのである。

そうした動きはすでにはじまつている。地域の人々のなかには、たとえば、更生保護婦人会或るいはBBS運動といったように、婦人(主婦)の立場から、青年の立場から犯罪者の更生改善を側面的に援けようとする動きがたかまりつつある。また、中、小都市などのなかには、保護司である市長を中心に全市民あげて一致協力して組織的に「明るい町づくり」に乗り出し、成功をおさめているところが少なくない。

(四)

このように関係者・住民が一体となつて更生保護活動の機運をたかめ、「明るい町」づくりを一層推進するため、法務省の主唱で毎年7月中「社会を明るくする運動」が展開されているが、今年はその第十二回目の運動月間を迎えようとしている。本年の運動は、特に、最近の青少年非行の増加、悪質化、非行少年の年齢低下の傾向に鑑み、社会の人々の広汎な参加をえて一大国民運動の展開を意図しているが、この運動を通して国民一人一人が犯罪・非行に対する目をひらき、保護司を中心として、青少年の非行防止のための地域組織の樹立、勤労青少年の余暇の善用、職場における年少労働者の人間関係の改善などを強力に推進し、「明るい社会」へ大きく前進したいものである。

(法務省保護局、法務事務官)



靴下の形をつくるリンクング工程

時間外労働の撤廃から 近代化に目覚める

——吉村駒三商店が今日を築くまで——

森 淳 一

* 労務管理改善の動機

大正十一年設立以来、靴下を製造してきた吉村駒三商店が株式会社として発足したのは昭和二十六年四月のことですが、それ以来、設備の拡張、新鋭機の導入、染色から販売までの一貫作業体系の確立等に日夜努力を重ね、現在では製品の販売先も東京・大阪・名古屋・豊橋・岡山等十か所に及ぶ代理店を通じ全国にコーマ靴下の名で売り出されるようになりました。

本社のような中小企業に属する会社はあらゆる点で大企業と比べて著しく近代化がおくれ、古い伝統の殻の中に閉じこもっているものです。会社がそのような状態にもかかわらず、従業員の意識の方は、企業の非近代性とは無関係に、マスコミの影響もあり、新思想や新生活原理をいち早く導入して近代化されてしまっています。このような実状の中で、当社が労務管理について反省し、生産性につながるヒューマンリレーションズの問題点を掘り下げ、これを改善しようとしたについては、つぎのような動機があつたことでした。

というのは、当社もまた中小企業のつねとして、近代化された設備と組織を持つ大企業と対等の生産能力をあげるために、労働力としての人間にのみ頼って歩み続けてきましたので、当然なこととして、従業員に時間外労働を課していたのであります。ところが三年前、所轄労働基準監督署から時間外労働（労基法第三十二条）の件で、強いお叱りを受けたのであります。こ

れが、当社のような中小企業が初めて労務管理の必要性を痛感するようになった動機となったわけです。

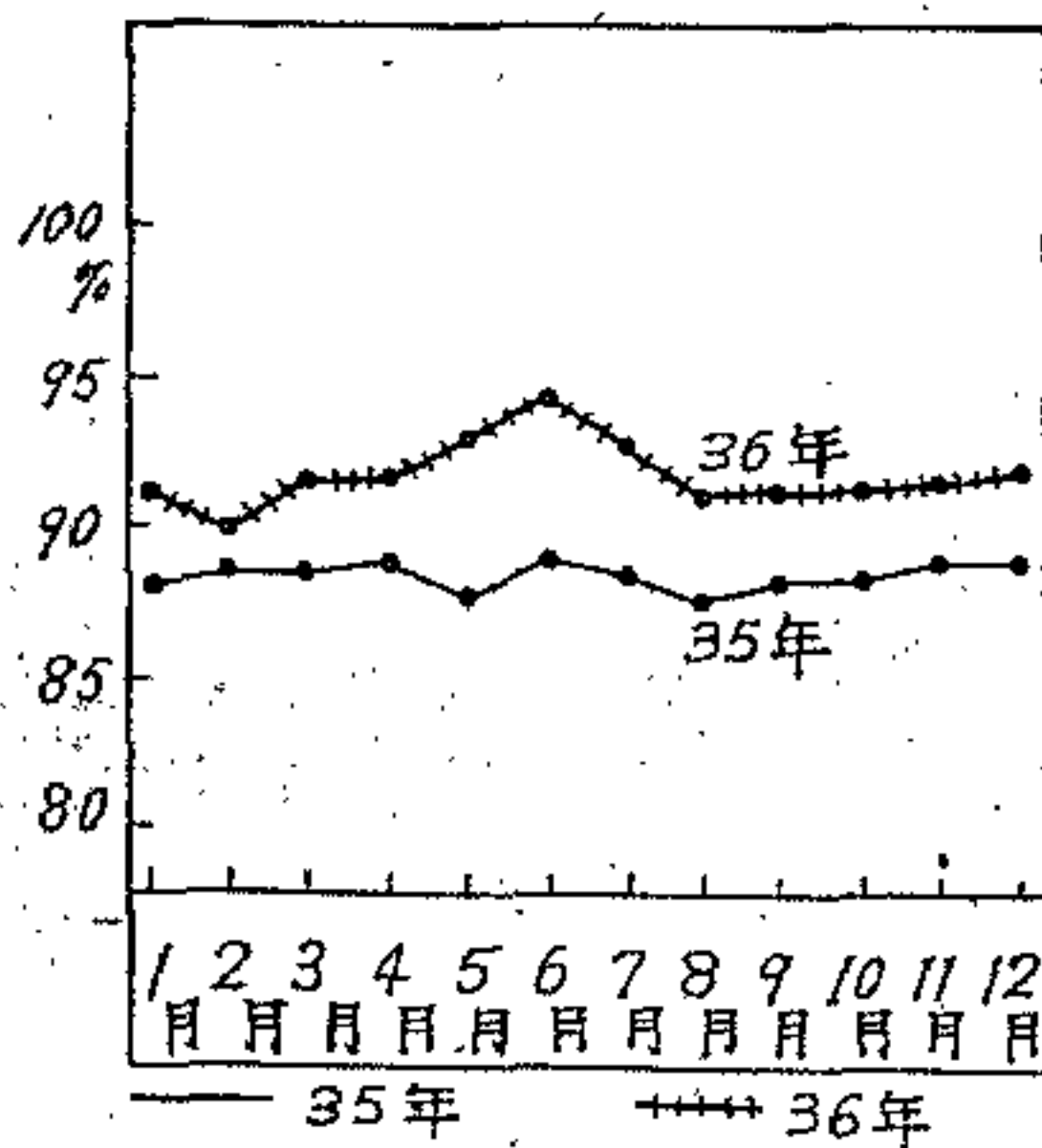
ちょうど十二月の生産繁忙の折で、残業を除いて操業することは、結果として生産低下をもたらすものであり、従業員側としても本給十一・二五円の残業手当が少なからず経済的な魅力でもあつて、時間外労働は労使ともに大きな関心事でした。しかし、法はどうしても守らなければならぬ現実として、私たちの前にあるのですから、止むなく時間外労働の撤廃に踏み切ったのであります。

* 労務管理改善の内容と実施経過

以上のような理由で、止むなく時間外労働を廃止したのですが、こうなると、外の方法で生産性向上のモラルを高める必要にせまられ、それには合理的な労務管理による以外にないということに気がついたのであります。そこで新たに労務課を設け、専門にこの問題を研究することに着手しました。

手始めに残業二時間分の手当を現行の本給に繰り入れ、ベースアップを行なったのであります。十二月に残業をやめてベースアップを実施したことは、経営上からみて多少の不安はありましたが、半ば期待するところもありました。ともかく翌年二月まで様子をみようということになりましたが、幸いにも残業していた当時に比べ約二〇%の生産向上をみましたので、これに力を得て、工場内のカラーダイナミックス、

出 勤 率



機械の配置、従業員の職能検査（内田クレペリン検査）による職場の配置等を徐々に実施していったのであります。

当工場では、仕事の関係で夏期でもスチームを使用するため、夏期に入ると、室内の温度が四二度くらいに上昇することがあって、このため不快指数が高くなり、これが二日くらい続くと、出勤率の低下と不良品の増加が目立ってきますので、これを取除くために、早速冷房装置を施してみました。また、注意力散漫の心理的抵抗を排除するため、生産性向上を促すような音楽レコードを各職場に流してみましたところ、これで完全とは言えないまでも、幾分ともこの欠点を取除くことができたようです。ここに掲げた図表は、昭和三十五年と三十六年の出勤率の比較ですが、その間の事情を多少示していると思います。

このようにして、賃金問題にも留意し、社会情勢に応じ、他の組織関係の給与ベースに歩調

を合わせていますので、待遇面での紛争は今までに起こっていません。また厚生面でも、遠距離通勤者が長時間の混雑のために疲労しないように、会社専用の通勤バスを運行しています。毎土曜日にはレクリエーションとして講師を招いてフォークダンスの会を開き、男女ともに夜



— 納涼大会でお国じまんの盆踊りをたのしむ女子工員たち —

のひとときを楽しんでいます。その他、生花・パレーボール・コマ洋裁教室・和裁・編物など余暇を善用してサークル活動も行なっています。

* 将来の労務管理の方向

当社は社是として、つぎの四項目を掲げてい

ます。

- ① 喜ばれる品質で奉仕しましょう。
- ② 絶えず能率の向上に努めましょう。
- ③ いつも誠実に、そして人格を高めましょう。
- ④ みんなしあわせになりましょう。

このような社是のもとに、皆が安心して働けるような会社をつくり、社長以下全員が協力して不十分な条件を克服し会社を育てていこう、経営者は働く者の立場に立って、高効率・高賃金を目標として将来に希望をもたせると共に、作業環境・作業条件の改善（八時間制を七時間に、夏期休暇の設定など）、福利厚生施設の充実など、ヒューマンリレーションズの問題が、今後私たちに課せられた問題だと思えます。

なお、参考として当社の概要を付記します。

事業の所在地及び名称

大阪府松原市阿保町二七〇

株式会社 吉村駒三商店

代表者の氏名 吉村 武

事業の種類及び生産物

繊維二次加工・靴下製造及び販売

資本金額及び年間生産額

六〇〇万円 二〇万ダース

男女別労働者数及び年少労働者数

男子 四三名（年少者 一三名）

女子 一九七名（年少者 一五七名）

大阪府・吉村駒三商店労務課長

働く年少者の指導について

人間発見の内包としての
理解と愛情



中村長敏

ほんの一かけらの事例に過ぎないが、私が見て来た一つの事例を紹介しよう。私が世話にあたっている年少労働者のグループ「若竹会」の物の見方、考え方の上に現われた変化を見ると、「人間としての自覚」を求めて、自分を見つめ続けることが、いかに大切であるかを痛感

しながら、ゲームをしながら、機関誌の編集をしながら話し合った。そして、仕事をしながら「この自分は」「一人人間とは」と考えてきた。

先ず彼らが発見したものは自分であった。グループの中には、自分以上に不幸な仲間がいることを知って、自分だけが不幸だと思ふ心の苦しみが減るとともに、仲間の不幸の原因を客観的に追及しているうちに、貧乏人・中卒者・年少就労者など、自分達を苦しめている劣等感の正体が「自分」であることに気がつき、知性によって、ひねくれた感情を伸ばそうと努力した。

徒らに、職場に対する不平を漏らしても、どんなに社会に対する不満を鳴らしてみても、一時的に胸のしこりは晴れるだろうが、その繰り返しには何の価値もないことを知った。

彼らは、「幸、不幸は、必ずしも他から与えられるものではなく、多くは自らつくり出すものだ」という一面の真理を発見した。

それは一つの「人間発見」である。不幸だと思ふことほど、大きな不幸はない。これまで不幸だと思ひこんでいた原因をのぞくために努力することは、不幸を契機として大きく伸びることなのだという自覚は、彼らの希望となり誇りとなっている。

落伍者が出ないとは断言できない。しかし彼らが、若竹会員という自覚の下

に、向上の道を選んで歩く、きびしい一歩一歩の運びを見て、私は彼らの成長を期待している。

私は、幾つものグループ活動に関係しているが、これはその中に起こった一つの問題の話である。

熊本県のある同業組合の主事という肩書を持つ会社（といっても個人商店並である）の社長（Mさんと呼んでおく）と若い従業員（K君と呼ぶ）との間に起こったことで、当事者と私と外にFさんと四人だけしか知らないことである。

K君が、Fさんを訪ねて、会社の金（ちょっと意外な金額）を流用したこと（ちよつと意外な金額）を流用したこと（ちよつと意外な金額）を流用したことを告白したことから話は始まる。Fさんから相談を受けた私は真相を知り卒直な意見を聞くために、M社長を訪ねた。次の言葉は、M社長の話の概略である。

「若い者が精力や情熱をもてあまして失敗することは、昔も今も変わらないでしょう。私も身に覚えがあります。私は従業員については観察を誤らないよう注意しています。特にK君については、名譽心が強く感情に走りやすい点など、かねて心配していました。本人は知らないでしょうが、彼の肉親はもろんのこと、親戚のこと、彼のこれまでの生活について、小さな点まで調べて知っています。だから私は、K君を気の毒な青年だと思ひ、今度のことでも、彼を責める気にはなれません。彼に言ったことはありませんが、私は彼を理解しているつもりです。私には、彼の将来のことが心配で、かねて私の力でできるだけのことをしてやろうと思っていました」

Mさんの具体的な話を聞いていて、Mさんが、K君の身上に関して実にくわしいことに私は驚いた。

愛情は理解から生まれる。そして、Mさんの理解は人間に対する理解であり、その愛情は、人間に対する愛情であると感じて、私は内心敬意を払いながらも、しかし、Mさんの理解や理性を伴う愛情は、K君の心に通じているのだろうか、と、一抹の不安を感じた。それにしても、MさんはK君の金の始末については一言も触れなかった。

「私は組合はもろん、世の中の役に立つことなら、官庁であろうと議会であろうと、どこへでも遠慮なく押しかけます。十分考えた末、正しいことを実行するのだという信念を持てば、恐れる所はありません。そんなことで、私には、従業員の一人一人とゆつくり話し合う時間もありませんし、元来私は小言を言わない主義で、特にK君は、定時制高校にも出しているの、彼自身の自覚を期待していました」

Mさんは長い時間をかけて、従業員に對して示している態度や、特にK君に對する考えを、きめ細かに物語るのであるが、金のことにはなかなか触れない。「住みこみ従業員の監督をしている」

○が、K君に時々小言を言っていたようです。たとえば弁論大会に出るといって、毎晩その練習をした時など「近所の人に恥ずかしい」とか、何か書き物をしていると外のことでは忘れるので「そんなことと熱中するから仕事に実が入らぬ」など、やかましく言うらしいのですが、K君はK君で、理屈ではね返していたようです。私も、どちらが正しいかというところではなく、K君が、学校のこと、グループのことに燃やす情熱を、早く仕事に打ちこんでくれないものかと思っていました。

Mさんの気持がよくわかったので、私の方から金のことを切り出した。

「金を返せばすむ。K君がそう思っているのではないかと、私はそれを心配しています。彼にはこれだけの金額を返せないこともわかっていますし、また返してもらおうとも思いません。彼が、金を何に使ったかは、おおよそ見当がついています。彼らしいとさえ思っています。会社としては、彼を辞めさせる方が無難ですが、しかし、彼がここを辞めたら、一体彼はどうなるでしょうか。たとえば、どこかで職につくとしても、周囲はK君をどこまで理解してくれるか、また彼自身、すなおな心になって環境に順応するかどうか、それやと思うと私は、彼を手放す気にはなれません。人間一人の一生に関する危機ですから……K君の心をひるがえして、これまで通りうちにいるようにす

めて下さい」

私には、何も言うことがなかった。その夜私は、K君を呼んで、彼の気持を聞いた。彼には彼の理屈や感情のしこりがあった。悪いことは悪いと告白しながらも、どうしてもそうしなければならなかった理由が、ちゃんとあった。金は、どんなに長くかかっても返済する計画も考えていた。しかし、今の職場を離れたいと思う直接の原因は、金のことではないと言った。「○○さんから、お前は定時制高校で何を勉強しているのかとか、グループの世話のことになると仕事も怠けるが、どうせろくなグループではあるまい」など言われたのが、強く頭にきているようであった。

「僕のことなら、何を言われてもいいのですが、僕のために、学校やグループのことまで悪く言われてたまらない気持ちになりました。どうしてもあやまる気持にはなれませんでした」

すでに辞める決心をしたK君は、はっきりとこう言った。

私は、Mさんの気持を、なるべくそのまま伝えるように努力して話した。K君は、時々ため息をつきながら耳を傾けていた。

しばらくの間、沈黙が続いた。辞めるというか、辞めないというかと、私は彼を見つめていた。K君は、うなだれたまま、

「社長さんが、そんなに僕のことを考

えていて下さったことを、僕は今まで知りませんでした」

と言った。そして、顔を上げると、明るい声で

「僕は辞めません。取り返すつもりでうんと働きます」

と言った。

その言葉に偽りはあるまい。しかしその、心の誓いがいつまでも生きていて彼の心に絶えざる光を与えてくれるであろうか……さすがに私は不安を感じて、私の言葉を付け加えずにいらなかった。

仕事一筋に生きぬくように、そのひたむきの心こそ、より高い生活をするための努力を生み出すものになるものであること、悲しみや苦しみの一つ一つを乗り越えることが希望に通じる階段を上がる。一步一步であり、悲しみも苦しみも、それを乗り越えることの大きな喜びを味う契機として生きる強い人間、誇り高い人間になるようにとたのんだ。

しかしそれは、単に美しい言葉であり、間違いない理屈に過ぎない。彼に、私の言葉を容れられるだけの自覚がなければ、彼にとって私の言葉は死物に過ぎない。

「社長さんは、これまであまり物を言われないので、社長さんの気持が僕にはわかりませんでした。僕がばかでした。これからもっと叱ってもらいます。親のない僕は、社長さんにどんなことでも相談します。F先生の所にもおよりして帰ります。○○さんにもおわびを言います」

これがK君の、最後の感懐であった。自分自身を組上にのせて「おれとはこんな人間だ」と、しみじみ感じたであろうか。彼の「人間発見」のこまが、これからの彼の人生を照らす光明の源となれば幸いだと思ひながら、私は彼を送り出した。

以上二つの事例をあげてみたが、人間同士がわかりあうということとは、なかなかむずかしいことである。働く年少者は「老人や先輩には、自分ら若い者の気持がわからない」とこぼすが、反対の立場に立てば「我々若い者には、老壮年者の気持がのみにこめないで、迷惑をかけている」ということに気付くはずである。

同じことが老壮年層に対しても言える。「わかっていない」といっても、自分勝手なわかり方に過ぎないことが多い。ほんとうにわかることは不可能でも、「相容れる」だけの心の広場を開拓するために老壮と年少の二対一の話し合いを奨めたい。この話し合いも、店主と年少店員、社長（部課長）と年少従業員ということでなければ、概念の遊戯になって効果は少ないのではないかと思う。

——熊本県婦人少年室協働員——

家族法上の婦人の地位に関する

国連セミナーの概要と討議の結論

附・愛知・島根婦人少年室主催

「国際婦人問題セミナー」の概況

去る五月、約二週間にわたり、国連人権セミナーが東京で開催されたことは、新聞紙上で報道されたところですが、その後、このセミナーで行なわれた「討議の結論」が最近まとめられましたので、セミナーの概要とともに掲載することにしました。

労働省婦人少年局は、このセミナーの開催については直接関係はありませんが、この機会をとらえて、愛知および島根婦人少年室が主催して、このセミナーに出席のため来日した国連婦人の地位課長ソフィー・グランバー・ヴィナヴァ夫人と、セイロンの政府代表として同セミナーに出席したエツェリン・デラニヤガラ夫人（国際婦人同盟会長）を迎えて、地方での「国際婦人問題セミナー」を開催しました。このほど、その状況について両婦人少年室から寄稿されましたので、併せて掲載することにしました。なお、愛知・島根のセミナーには、本省から高橋婦人課長と同課の秋山国際係長が同行しました。

家族法上の婦人の地位に関する国連セミナーの概要

国連は一九五五年の総会決議によって設けられた助言サービス計画にもとづく事業の一つとして人権の諸問題に関する地域別セミナーを毎年三回程度世界の各地で開催しているが、とくに婦人の地位委員会の要請によって、通常そのうちの一回は、婦人の地位に関するセミナーとして行なわれている。

今回の家族法上の婦人の地位に関するセミナーは婦人の地位に関するセミナーの第四回目であり、同じ議題のもとに昨年ルーマニアのブカレストにおいて開催されたセミナーのあとをうけて開かれたもので、国連の要請によりわが国が開催国となったものである。

I 開催期間 一九六二年五月八日

II 開催場所 東京高輪プリンスホテル

III 参加範囲

エカフェ地域の諸国及びオーストラリアとニュージーランドに対して参加方を請され、各参加国は一名のパーティシパントと二名のオルタネートを指名しう

る。参加国は次の一九か国である。

オーストラリア・セイロン・中国・香港・インド・インドネシア・イラン・日本・大韓民国・マラヤ・ネパール・ニュージーランド・北ボルネオ・パキスタン・フィリピン・サラワク・シンガポール・タイ・ヴェトナム

IV 議題

「家族法上の婦人の地位」の議題のもとに次の諸事項について研究討議が行なわれた。

- 1 婚姻
- (1) 婚姻の年齢、同意等
- (2) 婦人の法的地位に関する婚姻の効果
- (a) 権利能力を含み、身分上の地位
- (b) 婚姻制度を含み、財産上の権利
- (3) 婚姻の解消、取消、別居——その事由及び夫婦の地位に対する効果を含む
- 2 親権
- 3 独身婦人の法的地位
- 4 婦人の相続権
- 5 家族における婦人の地位に影響を与える社会的要因

V わが国よりの参加者

（わが国は開催国として、パーティシパント五名、オルタネート五名のほか政府関係オブザーバー若干名の参加が認められている。）

（パーティシパント）

法務省特別顧問

我妻 栄

法務省民事局長 平賀 健太
最高裁判所事務総局長 市川 四郎
日本婦人有権者同盟会長 藤田 たき
弁護士 久米 愛

（オルタネート）

法務省民事局第二課長 阿川 清道
厚生省児童母子福祉課長 植山 つる
労働省婦人少年局婦人課長 高橋 展子
東京婦人少年室長 木下 雪江
明治大学短期大学教授 立石 芳枝
（政府関係特別オブザーバー）
法務事務次官 竹原精太郎
労働省婦人少年局長 谷野 せつ
専修大学教授 田辺 繁子

討議の結論

一、婚姻の年齢、同意、形式についてこの議題の討論を通じて、セミナー参加者全員の間に次の点について意見の一致がみられた。すなわち、男女とも結婚の最低年齢があるべきであること。最低年齢は一五歳以下であってはならず、できればこれ以上とすべきであること。

さらに、結婚の両当事者の自由な同意が結婚に欠くべからざる条件であるという点にも意見が一致した。結婚当事者が未成年の場合は、父母が同じ権威をもった上でその両親の同意を必要とすることが望ましい。当事者が成年に達している場合は、第三者の同意なしに結婚する自由を与えるべきであると考えられた。登録については、登録は結婚の形式あ

るいは結婚の証拠として非常にのぞまし
く、登録は義務制とすべきであるとい
うことに参加者の意見が一致した。

結婚の承諾、結婚の最低年齢および結
婚の登録に関する国連条約案に対する全
幅の支持が表明された。

二、婦人の法的地位に及ぼす婚姻の効果
について

イ、身分上の地位

討議をとおし次の諸点についての一般
的な意見の一致がみられた。妻は婚姻後
における姓名の選択の自由を法律によっ
て認められるべきであること。一九五五
年八月三日の経済社会理事会決議 587 D
(XIII)にしたがい、住所(domicile)の
選択に關し妻は夫と同等の権利をもつべ
きであること。居所(residence)の選択
について妻は夫と同等の権利をもつべき
であること。結婚婦人の国籍に関する国
連条約の規定にしたがい、妻の国籍は他
国人との結婚によって自動的に影響され
るべきでないこと。妻は契約、訴訟、弁
護、及び移転の自由について平等の権利
をもつべきであること。妻は、政治的権
利に關する国連条約の謳う諸権利とくに
公務公職への機会の平等に対する権利を
保持し且つ行使すべきであること。

セミナーはまた、回教徒の国及び地域
における慣行としての一夫多妻は、これ
が最終的に除去されるに至るまでは、少
なくとも厳重な管理に付すべきであると
いうことに同意した。また、姦通が法律上

の問題となる国においては、これは男女
に対し平等に適用されるべきであるとい
うことも同意された。

ロ、財産権

討議によって、夫婦財産制にかなりの
相違があること、またそれらを統一した
り優劣を云々することは不可能であろう
ということがみられた。

しかし、婚姻中における財産の所有管
理および処分に關して夫婦の平等の原則
と婚姻解消に際しての財産分与の原則を
完全に適用すべきことについて、参加者
の間に一般的意見の一致があった。

結婚解消の際財産分割に關する勧告の
点を除いて、経済社会理事会決議 587 D
(XIII)への一般的な支持もみられた。

最後に、参加者は、少なくとも結婚家
庭に対する夫との共同の権利を妻に与え
ることによって、経済的独立をもたない
妻の立場を保護することがのぞましいと
いうことに同意した。

三、婚姻の解消、取消及び法定別居

この議題項目の審議をとおして一般的
に意見の一致のあった点は、次の諸点で
ある。すなわち、家族の安定は維持され
ねばならないが、しかし結婚生活が事実
上破たんを來たした場合は、結婚生活を
打ち切る方法を見いだすことが必要であ
ること。そしてその方法が離婚である場
合には、社会の利益と子供たちや当事者
自身の利益を考慮に入れねばならないこ
と。相互の了解のもとに離婚となる場合

は、両当事者の完全で自由な承諾がえら
れねばならないこと。両当事者は裁判所
に対し離婚の申立をする権利を平等にも
たねばならないが、回教徒法では妻には
夫と平等の権利が与えられていない。こ
のような国では夫のもつ離婚の権利は嚴
重に管理すべきであること。両当事者は
法定別居の申立について平等の権利をも
たねばならないこと。離婚や法的別居の
命令が下され、あるいは登録がおこなわ
れるに先立って、調停の試みがなされるべ
きであること。裁判所は子供の利益をじ
ゅうぶんに考慮し、子供の監護と扶養に
ついて命令を下すべきであること。妻と
その婚姻による子供たちに対して扶養料
が支払われるよう措置が講じられている
ことが必要なこと。婚姻取消の場合は、
当事者間の子供はいかなる場合も嫡出と
みとめられるべきであること。

四、親 権

子供の教育と福祉は両親にとってのみ
ならず社会全体の関心事であり、すべて
の子供に教育の機会を与えることは国家
の責任であるということに一般的な意見
の一致があった。

また、両親は子供に關して同等の義務
をもつべきであり、二人は専ら子供の利
益のためにこの義務を果たすべきである
ということにも同意がみられた。

参加者は、また、両親間の紛争の解決
と、親権の乱用からの子供の保護のため
に家庭裁判所が重要であることについて

五、未婚婦人の法的地位

未婚婦人と未婚男子の間または未婚婦
人と既婚婦人の間には、何ら差別がある
べきでないということに、一般的な意見
の一致があった。

未婚の母の社会的地位は改善すべきで
あること、また、必要あるときは未婚の
母は国から援助をうけるべきであるとい
うことに参加者たちは同意した。

六、婦人の相続権

一般的な意見の一致をみたのは次の諸
点である。すなわち、男女平等の原則が
相続法において具現されるべきであるこ
と、そして回教徒法は男女の相続人に対
する相続分に差をつけているとはいえ、
同法は必ずしもこの平等の原則に反する
ものではないこと。生存配偶者は死亡し
た配偶者の財産に対して相続分をもつべ
きであること。婦人のえた相続分は本人
の絶対的財産であり、本人が完全な管理
権をもつべきであること。遺言による処
分の自由がある場合、故人の未亡人と子
供が遺言によって生活の手段を奪われた
ときは、裁判所に申立ててしかるべき処
置を請求することができねばならないこ
と。

七、家族法における婦人の地位に影響を 与える社会的要因

セミナーは次のことに同意した。すな
わち、婦人は地位の完全平等の前提であ
る経済的平等をうることが絶対に必要な

こと。教育は根本的に重要であり、文盲等の事業を行なっている国では、社会科学に負うところが大きいこと。国際的段階での協力が促進されるべきであり、国際連合の、とくに婦人の地位委員会の役割が強調されねばならないこと。道徳的、精神的価値があらゆる進歩の土台であること。

愛知・島根婦人少年室主催の 「国際婦人問題セミナー」の概況

○ 愛知婦人少年室

愛知県では、五月二十三日午後一時半から五時まで、名古屋市CBCホールにおいて愛知婦人少年室主催で「国際婦人問題セミナー」を開催した。

県内より各種婦人団体代表・有識者・法律関係者・関係機関等約四十名が参加。室長司会により、まず、高橋婦人課長の挨拶、ヴィナヴァ女史より国連婦人の地位委員会の活動と国連セミナーの紹介及び家族法上の婦人の地位に関する国連セミナーの報告、デラニヤガラ女史より、セイロン及び東南アジア諸国における婦人の地位について話があり、ついで国連セミナーの議題を中心とした懇談が行なわれた。

「家族法における婦人の地位」の重点は、一、婚姻（年齢・同意、婦人の法的地位に関する婚姻の効果、権利能力を含み身分上の地位、婚姻制度を含み財産上の権利、婚姻の解消、取消、別居——そ

の事由及び夫婦の地位に対する効果を含む）二、親権 三、独身婦人の法的地位 四、婦人の相続権 五、家族における婦人の地位に影響を与える社会的要因等であるが、全般にわたって質疑応答を含めて懇談討論がなされた。

特に女子の結婚年齢について、女子の身体的成熟、近年の体位向上と、結婚や母性という社会的責任と事実婚との関連、及び先進国では年齢が高くなり、後進国では低い所が多いこと、内縁関係について、事実婚や準式と共に届出をできるだけ同時期にするように啓蒙の必要のあること、準式の方法の検討、結婚の簡素化と届出の実施を兼ねるような積極的な指導の必要、入籍について夫婦それぞれの自覚と、夫側がしてくれるものと思いついて妻の認識不足、しばらく様子をみてからという周囲の風習、その他の点があげられた。

離婚についても、協議離婚の法の趣旨

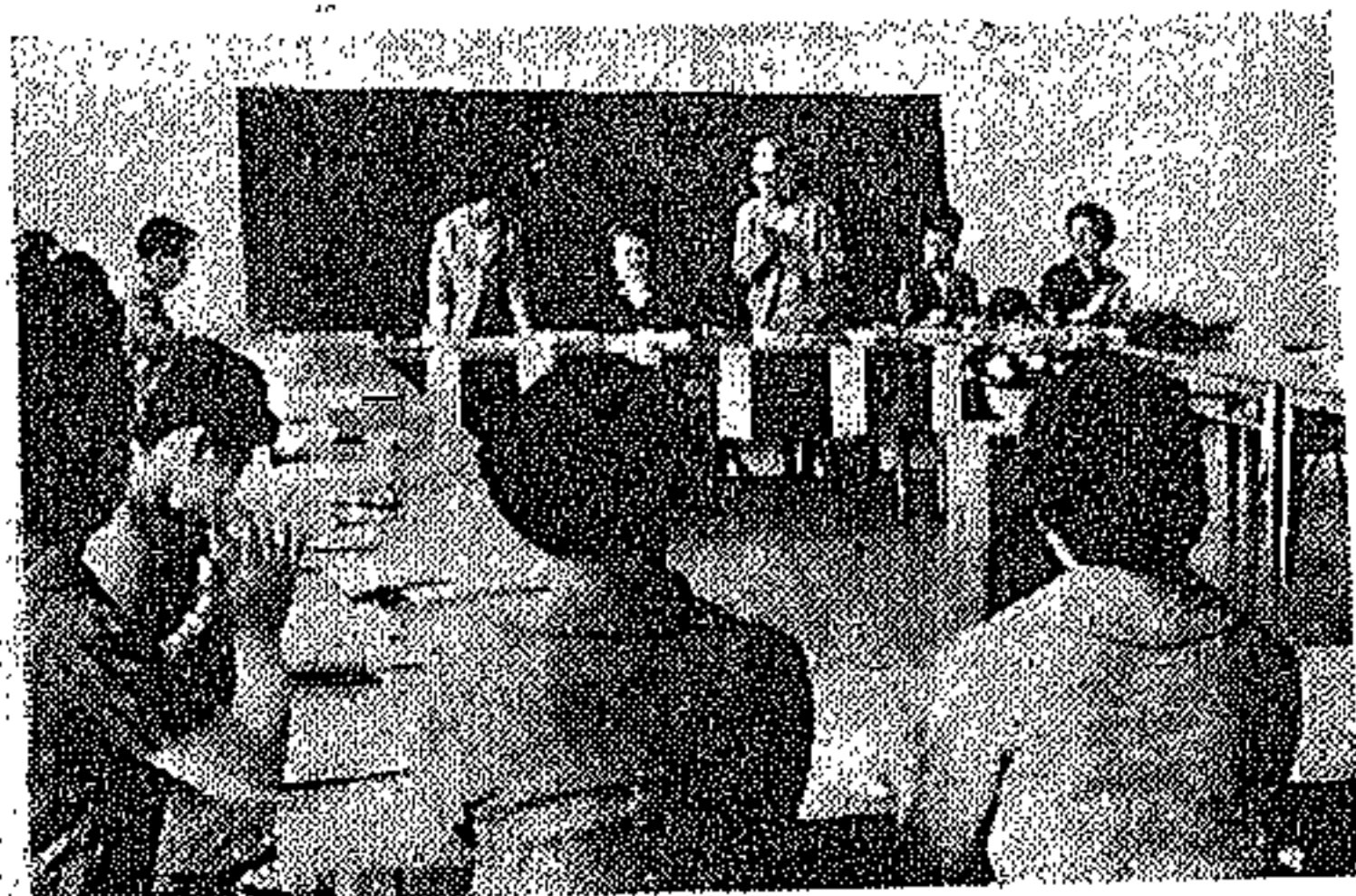
が十分実施されていない向きもある点、婦人側の泣き寝入りの多いケース、記名捺印だけで手続がすむ現法規について、双方の離婚意志や協議の確認の必要がありはしないか、その対策はどうか、子供のある場合、養育費や慰謝料等離婚婦人の立場や地位等について、外国の実例、日本の実態に即しているような意見が討議され、日本の家族法における男女の差は殆どないが、法の精神を生かすために自覚の必要、実力の涵養、それをばむ社会的要因の是正の必要が認識された。

ヴィナヴァ女史は最後に、「婦人の地位を守る立場より、婚姻の年齢、届出・同意を義務付ける国際条約を作りたい」と意見を述べられ、国際色豊かな討議が有意義、盛会裡に行なわれた。

（愛知婦人少年室長 山田アヤ）

○ 島根婦人少年室

島根婦人少年室では、五月二十五日、松江市の松江家庭裁判所会議室においてセミナーを開催し、ヴィナヴァ夫人・デラニヤガラ夫人・高橋婦人課長に特別オブザーバーとして、地元から松江家庭裁判所判事三好昇氏、同首席調査官松本慎氏が出席された。会議は午後一時開会され、中村室長の司会で進められた。また島取県・岡山県からも各界有識婦人が参加、島根県の参加者を加えて約三十人が出席して、内縁・離婚、財産権の相続、婦人の地位に影響を与える社会的要因などについて、活発に意見を交換した。



島根におけるセミナーの状況

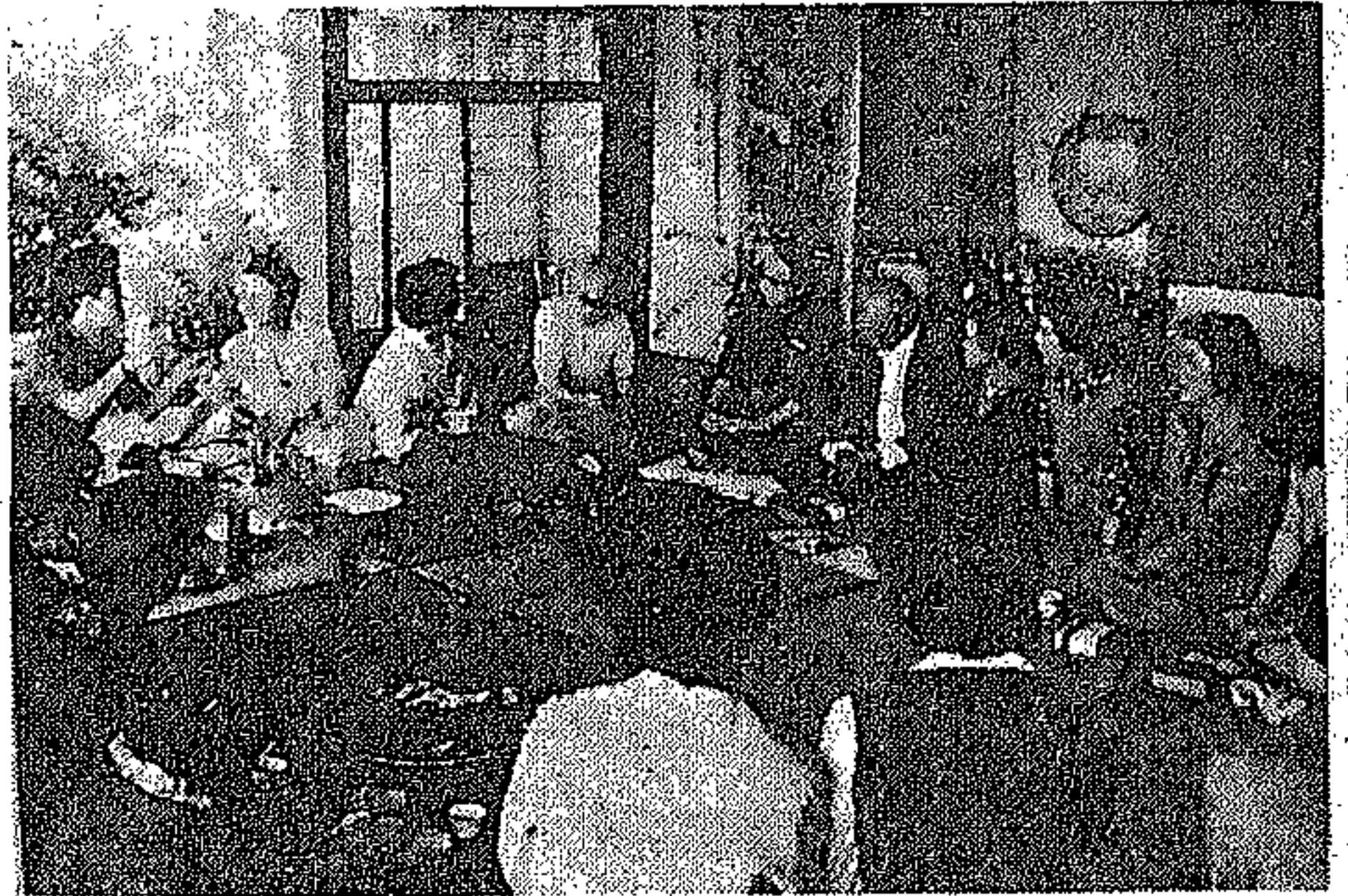
ヴィナヴァ夫人はまず国連の人権セミナーの役割について説明し、日本の新民法について、法的には立派であるが、実情はそこまでいっていないのではないかと述べ、日本で問題になる婚姻の届出制と離婚について取り上げ、届出を怠っているため内縁関係が生じ、女が不利な立場におかれたり、子供に相続権がないという事態を生じたりしている。また、協議離婚は最も進んだ方式だと思っていたが、これにもまた、当事者の意志が尊重されない等の弊害が起きているという。ことであるが、どのような方法にする、離婚の際には最終的には裁判所を通すようにしてはどうか、と語られた。

デラニヤガラ夫人は婦人の地位の確立

をはばむ大きな要因の一つとして宗教をとりあげ、ネパール・インド・セイロン・パキスタンなど東南アジア地域の婦人問題と宗教との関係を説明、これら諸国の婦人たちが不利な条件の中で懸命に努力していることを述べられた。

このあと、出席者たちはこの地方に依然として残っている旧民法下の偏見や習慣、また、島根・鳥取の一部に残っている「キツネつき」の迷信が結婚に及ぼす影響など、婦人の地位を低めている社会的要因について実状を話し合った。また妻の財産権の問題では、農村では妻が自分の財産を法的には所有できることを知りながらも、実際にはないに等しく、土地をお金に換算して分けることがむずかしいため、島根の相続権放棄は高率を示していること、また一方、近年、内縁関係が増加の傾向にあることなどが話された。この原因として、若い男女の間にセックスのみで結びつき、いやになれば簡単に離婚するという風潮が強くなり、結婚の届出を怠っていることが上げられ、届出の意義の重要性が再認識された。これに対してヴィナヴァ夫人は、イギリスでは結婚式と法的な登録とが一本になっていて、内縁関係の起こらないようなくみになっていることを話され、婦人団体あたりで、式場ですぐに届出をし、そのあと披露するというような習慣をつける運動を起してほしいとつけ加えられた。

問題はつきつきと出され、討議の議題



ヴィナヴァ、デラニヤガラ両女史と農村婦人の交歓

より成り、一戸当たりの耕地面積平均約二ヘクタール、県下で最も豊かな地区で、婦人会活動も活発である。

この日朝早く出雲大社に参拝した一行は、市体育館で少憩、出雲市長ならびに同館々長であり室の協働員である岩倉秀直氏の歓迎をうけ、午前十一時すぎ出雲部落の素封家福岡氏方に到着、同部落婦人会長をはじめ約二十名の婦人会員に迎えられ、この地方独特の美しい風よけの築地松に囲まれた同家の表座敷で農村婦人たちと食事を共にしながら、懇談が行なわれた。始めて迎えた外国のお客様であつたが、かたくなるかと思えたのも束の間、結婚・教育・料理・余暇・婦人活動と多岐にわたる質問が次々と出された。

まず最初、会長の森山さんが口を切り若い人が結婚の許しを親に求めるかどうかを質問した。これに対しヴィナヴァ女史は「本人たちが二十歳以下の場合には法律で両親の同意が必要になっているが、戦後は自分たちだけの意志で結婚するケースが増えている。もちろん本人同士の同意が一番重要ではあるが、むしろ大切なのは、同意を求めるかどうかという点よりも、親と子が双方の立場を尊重

し、理解と愛情をもって話し合うことだと思う」と答えられた。

また最近の農村の悩みとして、デラニヤの「農村の若い人たちが都会生活にあこがれて出ていくので困る」という発言に、同じ問題に悩む婦人たちは思わず顔を合わせ、その解決策について討議の花が咲き、結局、労働過重に陥らないように機械化し、農村の仕事の魅力あるものにする工夫が大切なこと、余暇生活を充実させるため、婦人や青年たちの間で一層の努力が必要であるなどの点があげられた。この話合ひの中で、セイロンでは農繁期になると都会に出てくる青年たちが一時都会での仕事を休んで一斉に帰村し、農業を手伝うという話をきいて、日本でもそういうふうにはできないものかと実感を感じてささやく声がかかれた。

農村での懇談会を終り、一行は京都に向かったが、車中、この懇談会についての印象を、ヴィナヴァ女史は「外国人には、今まで一度も接した事がないと聞いていたので、皆さんがかたくなられて、あまり発言もなさらないのではないかと心配していましたが、どうして、皆さん、大へんしっかりとした態度で、活発にご発言になるので実はおどろきました。こうして日本では、婦人運動が農村部でも盛んに行なわれ、立派にその成果をあげていることをこの目でしっかりと見ることができ、非常にうれしい」と語られた。(島根婦人少年室長 中村澄子)

秋田県能代勤労青少年ホーム開館

かねて秋田県能代市能代町に建設中の「秋田県立能代勤労青少年ホーム」が完成し、五月十八日富樫労働事務次官が出席し、多数の来賓を迎え盛大な開館式が挙行された。この施設は、地元関係者の深い理解と協力によって秋田県が設置したもので、心身ともに発育過程の重要な時期にある年少労働者の「いこいの場」「余暇善用の場」となり、またその生活

指導をも行なう働く青少年の福祉施設として運営されるものである。

ホームは、総建築費七八〇万円（うち国庫補助二六〇万円）を費して鉄筋コンクリート造り平家建の近代的な明るい建物で、内部は、集会室・娯楽室・趣味の室（和室）・図書室・相談室・調理室・事務室その他の各室にわかれており、広く秋田県在住の勤労青少年に無料で開放される。なお、ホームの主な事業は次のとおりである。

1 年少労働者の生活についての相談指導及び援助に関すること

2 年少労働者に対し一般教養についての講演会・講習会等の開催に関すること

3 年少労働者の余暇の善用に関すること

4 年少労働者のクラブ活動、レクリエーション活動の相談及び援助に関すること

5 その他年少労働者の保護及び福祉に必要と認められること

以上と同趣旨のもとに設置運営されている勤労青少年ホームは、現在全国六か所に及んでおり、労働省においては本年度も四か所の設置につき国庫補助を行なう予定である。なお、これらの施設は、いずれも勤労青少年の人間形成、勤労意欲の高揚、非行化防止等その健全育成に大いに役立ち、社会一般から大きな期待が寄せられている。

パールグループの潮干狩

三重の働く年少者



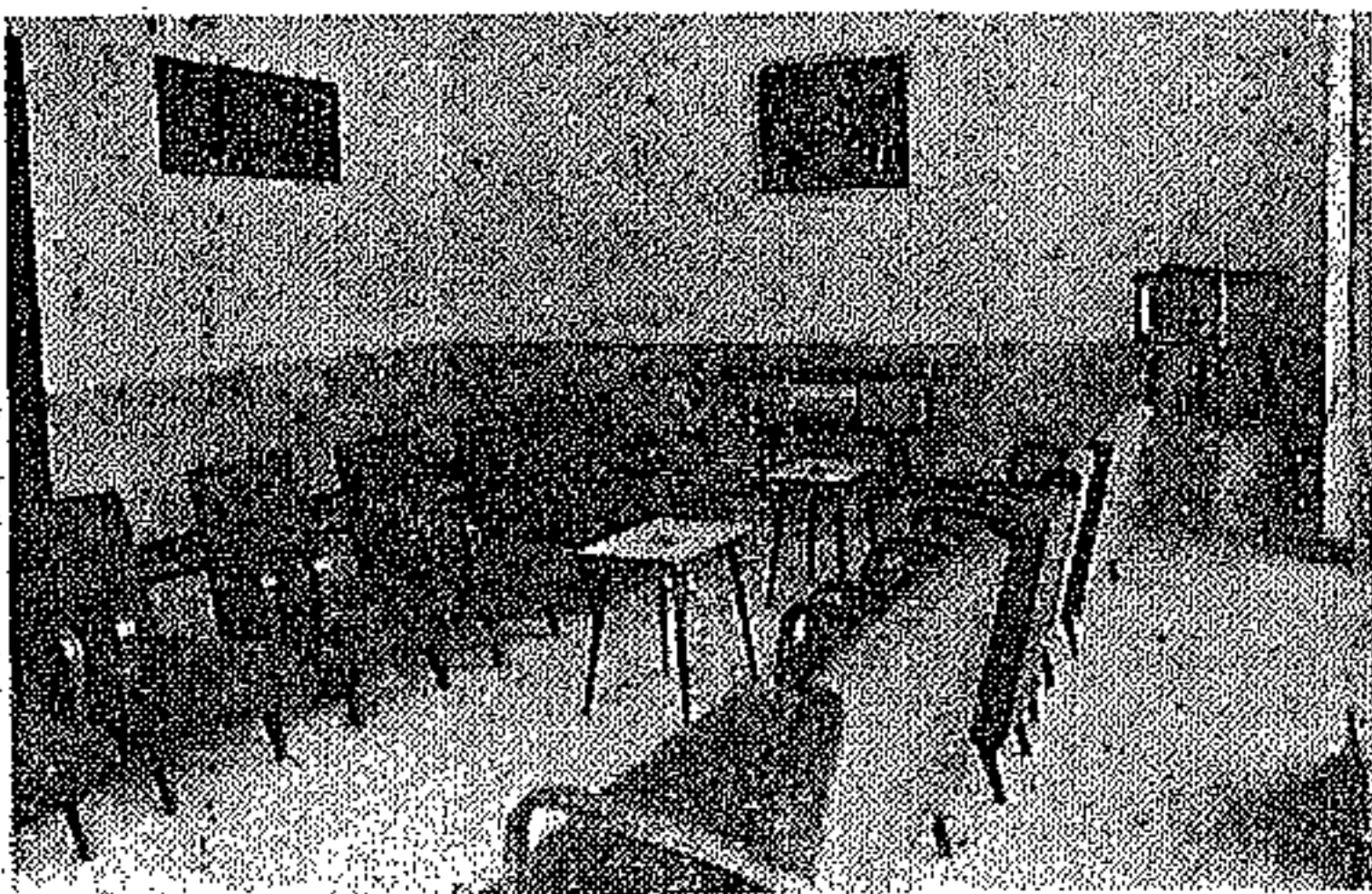
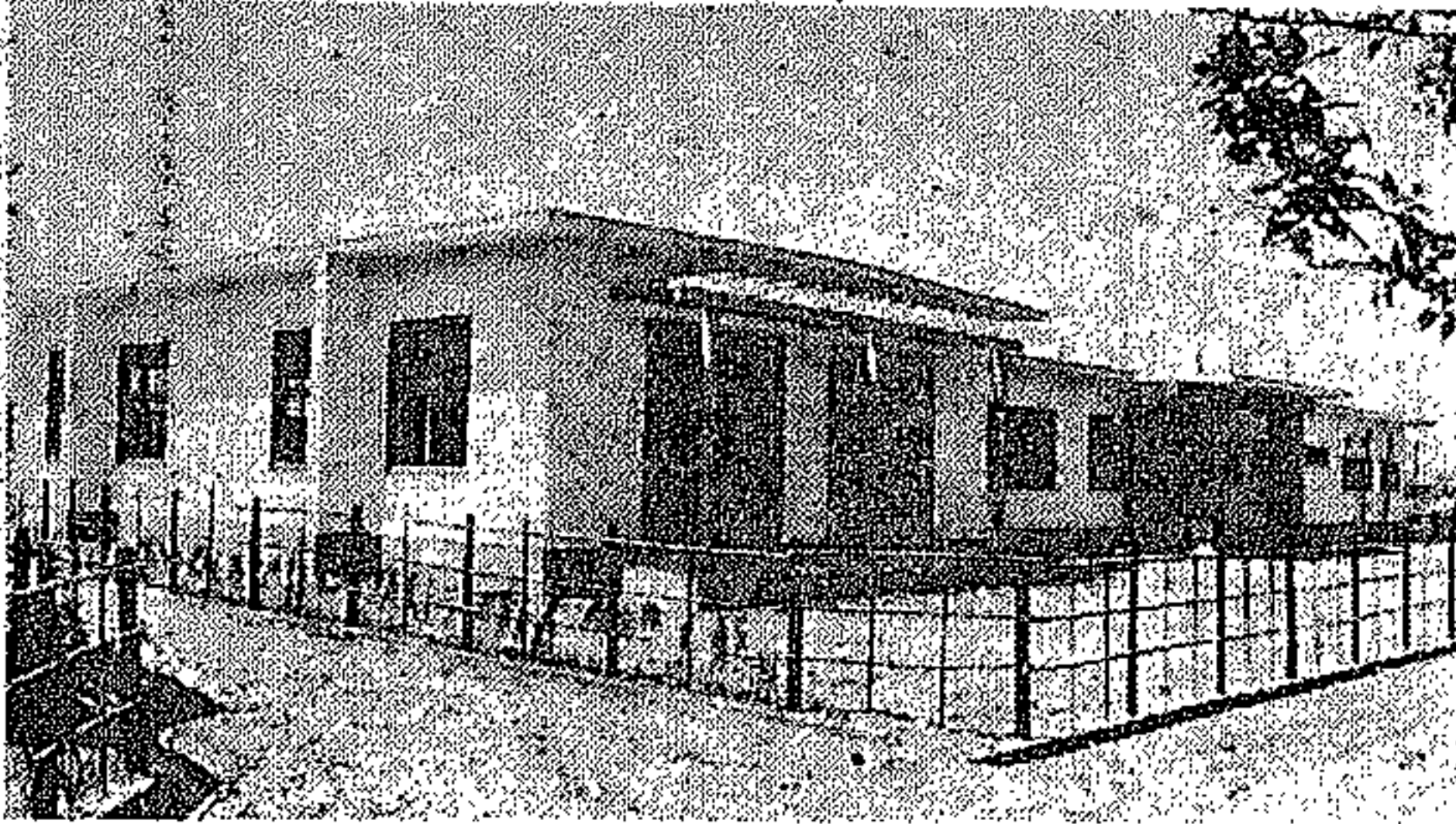
喜ばれる人間になることを念願して名づけたもので、最初十三人で誕生したものです。まずリーダーとして、阿山郡大山村で農業をしている田中幸一君を選びグループ活動の手始めに回覧ノートをづくりました。会員は各地で離ればなれに働く人たちなので、めったに顔を合わせることができません。そこでノートをまわし、各自の悩みや苦しみ、生活の楽しさなどを書くことによって、お互いの親睦を深めようというわけです。こうしてぎっしり書き込まれたノートが二冊、今は三冊目にはいっています。

会員も、第十回の働く年少者の生活文で表彰された人達が参加して、今では二十八人となりました。

昨年十一月、美しい「赤目の滝」の下で初顔合わせをしていらい半年がすぎ、今度は二度目の会合でした。今度の話し合いで、結成一周年の記念文集をつくること、七月末にキャンプをすることなどを決めました。

(三重県人少年室)

(上) ホーム全景 (下) 集会室兼娯楽室



第1表 男、女、年少者別死傷災害発生状況（昭和36年1～12月）

調査事項 産業別	年齢、男女別	合 計	18 歳 以 上		18歳未満	全災害中 女子年少者 の割合 (%)
			男	女		
合 計	労働者数 死傷件数 千人率	20,820,606 481,686 23.1	13,753,768 429,137 31.2	5,716,239 33,115 5.8	1,350,599 19,434 14.4	10.8
製造工業	労働者数 死傷件数 千人率	9,375,226 175,212 18.7	5,931,053 143,112 24.1	2,496,235 17,110 6.9	947,938 14,990 15.8	18.3
鉱 業	労働者数 死傷件数 千人率	480,477 59,664 124.2	435,129 57,744 132.7	42,892 1,684 39.3	2,456 236 96.1	3.2
建設事業	労働者数 死傷件数 千人率	2,231,532 134,552 60.3	1,955,999 123,483 63.1	249,876 9,099 36.4	25,657 1,970 76.8	8.2
運輸事業	労働者数 死傷件数 千人率	1,212,370 23,596 19.5	1,072,640 21,634 20.2	115,177 1,272 11.0	24,553 690 28.1	8.2
貨物取扱 業	労働者数 死傷件数 千人率	403,911 40,420 100.1	361,269 38,669 107.0	38,993 1,336 34.3	3,649 415 113.7	4.2
農 林 業	労働者数 死傷件数 千人率	399,635 29,536 73.9	346,592 28,598 82.5	48,741 712 14.6	4,302 226 52.5	3.1
その他の業 事	労働者数 死傷件数 千人率	6,717,455 18,706 2.8	3,651,086 15,897 4.4	2,724,325 1,902 0.7	342,044 907 2.7	9.7

- (注) 1. 本表は労働基準法施行規則第57条によって昭和37年3月末日までに報告された休業8日以上死傷件数により作成した。
2. 労働者数は昭和37年1月1日現在におけるものである。
3. 千人率は $\frac{\text{死傷件数}}{\text{労働者}} \times 1,000$ で示す。

第2表 昭和33、36年産業別女子・年少者死傷状況比較

	18 歳 以 上 の 女 子						18 歳 未 満					
	休業8日以上 の死傷件数			死傷年千人率			休業8日以上 の死傷件数			死傷年千人率		
	33年	36年	増減率%	33年	36年	増減率%	33年	36年	増減率%	33年	36年	増減率%
合 計	22,170	33,115	+49.4	5.9	5.8	-1.7	17,927	19,434	+8.4	17.9	14.4	-24.3
製 造 工 業	11,406	17,110	+48.8	6.8	6.9	+1.5	14,181	14,990	+5.7	20.4	15.8	-22.6
鉱 業	1,978	1,684	-14.8	43.6	39.3	-9.9	466	236	-47.2	96.8	96.1	-0.7
建 設 事 業	5,548	9,099	+64.1	37.5	36.4	-2.9	1,463	1,970	+34.6	86.9	76.8	-11.5
運 輸 事 業	978	1,272	+30.5	12.3	11.0	-9.8	548	690	+25.9	30.0	28.1	-6.3
貨物取扱事業	780	1,336	+71.3	29.5	34.3	+16.2	320	415	+26.6	119.0	113.7	-4.5
農 林 業	339	712	+110.0	8.1	14.6	+80.0	299	226	-24.4	46.2	52.5	+13.6
その他の事業	1,051	1,902	+80.9	0.6	0.7	+16.7	650	907	+39.5	2.5	2.7	+8.0



婦 人 と 年 少 者 の 働 災 害

労働省労働基準局安全課

一、災害の現況
昭和三十六年中全産業で発生した労働災
害を休業八日以上の死傷件数でみるとお
よそ四八万件余りに達しているが、この

うち女子および年少者の死傷件数は、五
二、五四九件で全体の一〇・八%にあた
り、うち成年女子は三三、一一五件、年
少者一九、四三四件であった。この数は
成年男子に比べた場合、かなり少ない数
であるが、このことは、女子年少者の労
働者数が比較的少ないこと、および就業
する業種・作業内容が異なることからく
る相違である。

第1表は、これらの状況を産業別に掲
げたものであり、また第2表は、昭和三
三年と昭和三十六年との状況を比較したも
のであるが、死傷の件数を産業別にみる
と製造工業が最も多く、女子・年少者の
占める割合も一八・三%と最も高くなっ
ており、この産業が、年少者としての新
規卒労働者の吸収率が高いこと、およ
び紡織工業・製材木製品工業・窯業土石
工業・機械器具工業などの業種において
女子労働力への依存度が高い高い実態
を反映している。

また死傷件数の推移を昭和三三年と昭
和三十六年の対比でみると、女子につい
ては四九・四%、年少者については八・四
%の増加となっており、同期間中におけ
るわが国経済の急速な成長による雇用の
増大を反映し、雇用の供給力が限られて
いる年少者に比べ女子労働者が鉱業にお
ける例外を除き、製造工業のみならず建
設事業等の屋外労働にもかなり進出した
結果があらわれている。

一方、女子年少者の労働災害を率の面
で検討するため、死傷年千人率（労働者
一、〇〇〇人当たり一年間の死傷者数）

第3表 勤続年数別、規模別死傷発件数の分布率

勤続期間別	総 数	6 か月 未 満	6 か月 以 上 未 満	1 年 未 満	1 年 以 上
規 模 計	100.0	35.16	13.37	48.53	51.47
労働者数 100 人以上の規模	100.0	24.69	11.06	35.75	64.25
100 人未満の規模	100.0	41.06	14.68	55.74	44.26

(注1) この表は労働者災害補償保険法適用事業場で、昭和35年度中に発生した全災害について調査したものである。

でみると、昭和三六年においては、全産業の休業八日以上の死傷について女子は五・八、年少者は一四・四で成年男子の三一・二に比べかなり低い水準にあるが、産業別にみると鉱業・建設事業・貨物取扱事業においては、かなり高い率を示している。

特に年少者の災害率は、女子に比べて高率である

については成年男子と殆んど同じ環境で作業を行なう場合が多く、加えてこれら年少者は、作業についての経験に乏しいことなどのため高い災害発生率を示しているものと思われる。

第3表は、勤続期間別の災害発生状況を示したものであるが、新しい事業場に就労してから一年未満特に六か月未満の労働者の災害が極めて多いことを物語っており、新規卒卒の就労者だけでなく、労働移動によって異なった事業場に就労し環境の変化することが災害の発生に深い関係のあることがわかる。

二、災害の原因

女子および年少者の労働災害の原因を加害物件と形態からみた分類で示すと第4表のとおりである。この表は、鉱業を除く全産業について調べたものであるが、調査数は全数ではないので原因別の傾向を把握する点でのみ意味がある。

まず女子の災害について検討すると、死亡では、「飛来崩壊災害」が最も多く全体の約四割を占めているが、この災害は主として建設事業における土砂岩石の崩壊・転石等によるもので、女子労働者は、直接土砂岩石の切取り作業に従事することは少ないが、下方における積み込み作業等に従事中崩壊や転石のあふりで被災したものである。地方における雑小土木工事においては女子労働者の就労する機会がかなり多いし、このような事業の安全管理は、まだまだ不徹底である点の問題のあるところである。次いで目立っているのは「動力運搬機災害」として分類されるいわゆる交通事故によるもので、最近ますます増加する傾向にある。そのほか、各種の墜落、煙火工場などの

爆発による死亡が多い。

負傷の方では、「取扱運搬災害」が最も多いが、この傾向は、事業場内における作業のかなりの部分が物の取扱運搬作業であり、重量のあるもの、形の悪いものの取扱や、これらを運搬する環境の不良が原因である。次いで多いのは「一般動力機械災害」で、各種の動力機械について作業中手などを負傷するものである。この中では木工用鋸機による接触災害、プレス等による圧傷が目立ち、これらはいずれも機械の作業点における災害とみて差支ない。

年少者の死亡は、交通事故によるものが最高で、次いで墜落・飛来崩壊が目立っている。負傷では、各種の動力機械によるものが最も多いが、その内容は前述したとおりである。女子の場合に比べ年少者負傷が多くなっているものは「動力伝導装置災害」「手動機工具災害」「電気災害」などであり、年少者中、男子労働者の作業が成年男子の作業に近似しているためこのような差がみられるものと思われる。

三、災害の事例

女子・年少者の災害事例を二、三紹介して災害防止対策のあり方を検討してみよう。

(1) ある印刷工場でアルバイト中の小学校六年の女生徒が紙を箱状に折り曲げる機械に紙を送給し、出来上がったものを積み上げる作業を行っていた。製品

が大分たまったが置き場所が狭かったので機械の後方のシャフトがある部分の近くに積み上げようとしたところ髪をシャフトに巻かれ、髪をはがれるとともに骨折して死亡した。

この事例が教えるように、機械に動力を伝えるシャフトは、むき出しでは極めて危険なものであり、作業場所の近くにあるものは覆う必要があるし、作業者自身についても髪を取られないよう帽子を着用する必要がある。また、製品がたまって置き場所に困るほど場所が狭いことも問題であり、止むを得ない場合は製品の流れについて特別の配慮が必要である。

(2) ある建築現場でシャッター電動ボックス取り付けのため足場と建物の間のつなぎ丸太を取り除き、これを投下したとき、地上でこの作業を見ていて、投下の合図で逃げようとして転倒したサッシ見習工(一五歳男子)の頭に当たり死亡した。

この災害は、建築現場などで起こり勝ちな災害で、最大の欠陥は、投下する合図と同時に物を落とすことにあり、地上の労働者が退避したことを確認しないために起こっている。またこの見習工が安全帽を着用していなかったことが死亡に至らした原因になっているとも考えられ、さらに地上の作業床が乱雑であったことがつまづいて転倒する原因となっているので、各種の請負者が混って作業す

第4表 女子年少者の原因別死傷発生状況

業 種 別			成年女子の死傷件数			" 百分率		年少者の死傷件数			" 百分率	
死 傷 別			死亡	休業8日以上	計	死亡	計	死亡	休業8日以上	計	死亡	計
原 因 別												
合 計			140	18,004	18,144	100.0	100.0	113	11,182	11,295	100.0	100.0
大分類	中分類	小 分 類										
動力運転災害	動力伝動装置災害	小 計	2	497	499	1.4	2.8	8	526	534	7.1	4.7
		原動機	1	18	18			3	25	25		
		動力車	1	196	197			5	242	245		
		動力車		72	73				73	78		
	動力揚重機災害	小 計	1	89	90	0.7	0.5		70	70		0.6
		動力機	1	40	40				35	35		
		動力機		20	21				19	19		
		動力機		29	29				16	16		
	動力運搬機災害	小 計	34	803	837	24.3	4.6	32	531	563	28.3	5.0
		動力機	13	51	64			2	31	33		
		動力機	19	642	661			28	456	484		
		動力機	2	110	112			2	44	46		
	一般動力機災害	小 計	7	3,999	4,006	5.0	22.1	5	3,664	3,669	4.4	32.8
		動力機	1	225	225				193	193		
		動力機		947	948				406	406		
		動力機		660	660				929	929		
作業行	手動運搬機	小 計	5	874	879	3.6	4.9	2	299	301	1.8	2.7
		手動機	2	48	48				58	58		
		手動機	2	219	221				86	86		
		手動機	3	294	297			2	70	72		
	手動機・工具災害	小 計		754	754		4.2		979	979		8.7
		手動機		272	272				438	438		
		手動機		482	482				541	541		
		手動機										
	取扱運搬機	小 計	2	4,741	4,743	1.4	26.2	7	2,527	2,534	6.2	22.5
		取扱機		594	594			3	318	321		
		取扱機		245	245			1	303	304		
		取扱機	2	3,902	3,904			3	1,906	1,909		
動 災 害	飛来崩壊	小 計	54	2,483	2,537	38.6	14.0	14	818	832	12.4	7.4
		飛来崩壊	18	1,513	1,531			7	568	575		
		飛来崩壊	36	970	1,006			7	250	257		
		飛来崩壊										
	墜落災害	小 計		1,384	1,384		7.6	3	543	546	2.7	4.8
		墜落		1,084	1,084			3	384	387		
		墜落		300	300				159	159		
		墜落										
	墜落災害	小 計	10	871	881	7.1	4.9	16	431	447	14.2	4.0
		墜落	1	296	297			2	176	178		
		墜落	6	144	150			2	46	48		
		墜落	3	431	434			12	200	212		
特殊危険災害	電気災害	電 気		21	21		0.1	10	26	36	8.8	0.3
	毒劇災害	小 計		121	121		0.7	1	61	62	0.9	
	毒劇災害	毒劇		102	102			1	53	54		
		毒劇		19	19				8	8		
雑原因災害	爆発破裂	小 計	13	98	111	9.3	0.6	7	57	64	6.2	0.7
	爆発破裂	爆発	13	90	103			7	52	59		
		爆発		8	8				5	5		
	高熱災害	高 熱	2	315	317	1.4	1.7	2	310	312	1.8	2.8
雑原因災害	火事災害	火 災	1	5	6	0.7	0.0	3	8	11	2.7	0.1
	倒壊災害	倒 壊	3	24	27	2.1	0.1		5	5		0.0
	雑災害	雑	6	925	931	4.3	5.1	3	327	330	2.7	2.9

る建築現場ではお互の安全について、こ 従事していた女子労働者が、ガーネット 機の下部のローラー付近に着いた落毛が 相当ひどかったので運転中ピット内に入 り、これを取ろうとして巻き込まれ手を 除くを運転中ピット内に入っていること

(3) ある反毛工場でガーネット機にボ 口を送給し、時折かき出し棒を用いて機 械の下部に落ちた落毛をかき出す作業に 取られて重傷した。

ガーネット機は鋸歯状の針布が巻かれ 多数のロールが回転しており極めて危 険なものであり、女子労働者は原料の供 給作業だけに止めるべきであり、落毛の 夫として蓋をし運転中はかき出し棒だけ

婦人界のうごき

(五月一日・六月一日)

(五月)

一三日 日本婦人有権者同盟では参議員会館で第一八年度総会を開催、全国各地より約一〇〇名出席。役員、中央委員等の改選、運動目標及び参議院選挙対策の協議等を行なった。会長には前顧問の市川房枝氏が就任、運動目標は「一、有権者の政治的意識を高め、公明選挙及び理想選挙の実現につとめよう。二、国会・地方議会の議員を見守り、政府・政党・自治体への働きかけを強化しよう。三、同盟発展のため会員の増加につとめよう」と決定した。

一五日 五月一六日にソウルで開催された韓国革命一周年記念式典に出席する訪韓日本使節団が一五日羽田を出発したが、婦人代表としては、荒川あや氏(東京地婦連常任理事)が参加、なお婦人代表が一般使節として訪韓したのはこれがはじめてである。

一八・二〇日 よびあうこだま実行委員会(実行委員長赤松常子氏)は本年はよびあうこだま第二回中央集会を五月一八日から二〇日まで大島で開いた。全国から七〇〇余名の全労諸労組の青年・婦人が参加、婦人団体としては日本婦人教室の会からも会員が参加して、キャンプ・コーラス・フォークダ

ンスなどを楽しんだ。

二二日 高校全員入学問題全国協議会は東京芝の総評会館で幹事会を開き「高校全入運動は政治的なものではなく、

父母の切実な願いをこめた運動である」という声明を発表した。この中で先に発表された文相の談話や文部省のパンフレットに対し、①一定の能力のあるものしか高校に入れないというのは憲法の「教育を受ける権利」、教育基本法にいう「教育の機会均等」の精神に反する、②全入運動は親の願いから生まれたもので、日教組が加わったから政治闘争だときめつけるのは許されない、と反論し、さらに、二、二〇〇校の高校が増設されなければ大量の中学浪人が出るのは必至だとうたったえている。

二二日 ガガーリン夫人歓迎委員会主催による歓迎会が東京市ヶ谷の自治労会館で開かれ、約二〇〇人の婦人が出席、真山美保氏の司会により会はすめられ、松岡洋子氏らの歓迎のことばの後、夫人は出席者たちの種々の質問にこたえた。

二三日 「家族法における婦人の地位」に関する国連セミナー(五月八日・二一日、於東京)に参加したベルグ・ヴィナヴァー夫人(国連人権部婦人の地位課長)とデラニヤガラ夫人(セイロンの婦人団体会長)の二人は、愛知婦人少年室の主催により二三日名古屋市

で、島根婦人少年室の主催により二五日島根市で開かれた国際婦人問題セミナーに出席した。

二七日 日本婦人平和協会の昭和三十七年度総会が日本女子大学の桜楓会館で開かれ、事業報告、会計報告、講演等がおこなわれた。なお、役員改選期であったが、会長(菅支那子氏)、副会長(磯野富士子氏、野宮初枝氏)とも再選された。

二九日 日本婦人有権者同盟主催により国際婦人同盟会長デラニヤガラ夫人(国連の人権セミナーに出席のため来日中)を囲む会が、東京新宿の家庭クラブで開かれ、懇談がおこなわれた。

三〇日 昭和三十七年度主婦連合総会が東京四谷の主婦会館で開かれ、役員改選運動方針審議等の議事がおこなわれ、三十七年度の運動方針として①主婦連運動を全国にひろげる②茶の間の苦情を政治に反映させる「暮らしの苦情を持ちよる運動」を行なう③消費者を守る「生活省」をつくる④消費生活研究所の設立、など八項目がきめられた。なお、役員改選の結果、会長は従来どおり奥むめお氏、副会長には三巻秋子、春野鶴子・高田ユリ・石塚千代の諸氏が就任した。

(六月)

六日 石川県会議員駒井しづ氏(自民)は県会副議長に選ばれた。婦人の県会副議長は全国でははじめてである。

②(ベイトウツギ)しか入らないようにすることも可能だと思われる。

四、安全管理の方向

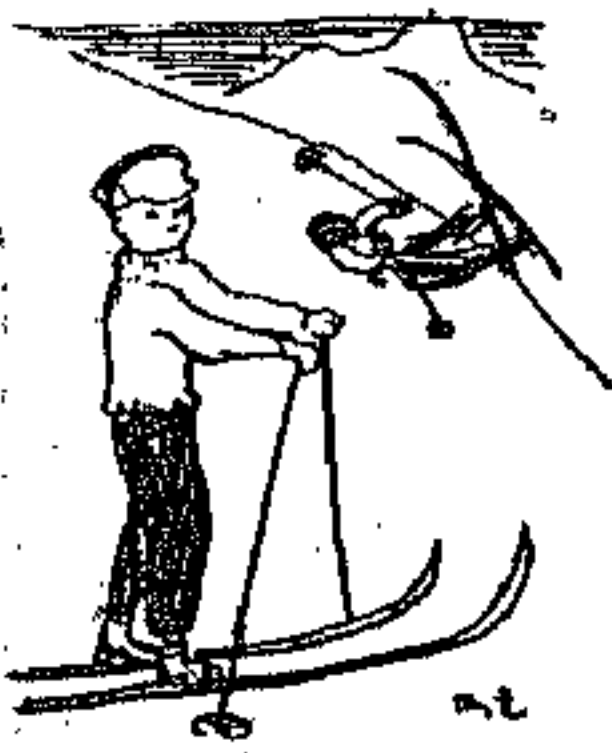
女子年少者の災害防止にはそれ特有の問題もあるが、一般的な方向としては男女、年少者の別なく進められる対策の中で同時に扱われて差支ない。

災害の原因や事例の項で述べたように安全は、まず施設面で出来る限りの手を尽くすことが大切であり、少々の不注意があっても災害に至らないよう機械設備の危険な部を遮閉し又は安全装置等を用いて作業点での危害を防ぎ、さらに通路や作業床を安全な状態に保つ必要がある。このことは経験の浅い年少者や女子を災害から守る近道である。また作業に適した保護具や衣服などを着用することと同様の意味で大切である。

次に大切なことは、安全な作業を行なうための教育訓練である。特に新たに職場に入る労働者に対しては十分な安全教育をほどこした上で作業に就かせるばかりでなく、職場内においても職場の安全懇談会などを開いて常に関心を高めるよう配慮しなければならない。

これらの災害防止対策は、結局において最も有機的に組織された安全管理の推進体制があって初めて進められるものであり、事業場内の全職制が安全について責任を全うすることにより災害防止の目的が達せられる。

中・高校生のアルバイト問題



中学・高校生のアルバイト問題は、教育と労働の両部門にまたがる問題として、従来から関係者の間に大きな関心が払われていた。

ことに一五歳未満の者は労働基準法により、修学に差し支えない範囲で、その健康及び福祉に有害でない軽易な非工業的企業に従事する場合に限り就労が許されているので、実際にアルバイトに従事している中学生徒に対する保護や福祉の向上並びに教育指導については、各方面の一層の配慮が必要なのはいうまでもない。

高校生の場合でも、年齢面での就業制限があるほか、心身の発育途上にあつて外的刺激に対し、敏感な年頃の少年達にとつて、アルバイトによる影響は看過できない。

近時、産業界の好況が産んだ人手不足は、中・高校生のアルバイトの数の増加や、その従事する仕事の種類の多様化をもたらししているようにみえる。例えば、労働省の統計によると、労働基準法第五、六条の一五歳未満の児童（多くは中学生）の使用許可件数は全国で昭和三四年の一万二千件から昭和三五年には一万九千件に増えている。また、レジャーブームの影響で、ゴルフキャディや、スキー場におけるアルバイトなど、新しい内容のものが集団的に発生している。

中・高校生のアルバイトは、一部を除き、通常、土・日曜等の休日や、夏休み・正月休み等の休暇時に行なわれているが、殊に、休みの長い夏期休暇には、季節的な開放感も手伝って盛んに行なわれる傾向がある。

アルバイトが生徒に与える具体的影響についてはいろいろとされているが、一般に、よい面としては、社会性を育てる、心身の鍛錬になる、勤労精神を培う等、有益な校外実習の場となることが考えられる。しかし、一方、勉強がおろそかになる、無駄遣いが多くなる、就労先で悪い生活態度を覚える、悪い友達ができる、アルバイト中に不慮の災害に遇う等、年少者の健全な心身の発達に好ましくない面も少なくない。

婦人少年局では、このような観点から休暇中の生徒の就労については、不詳事件を未然に防止し、適正な労働条件と健全な労働環境のもとに有効な生活体験が得られるよう、時に応じ、関係機関と協力の上、生徒・父兄・使用者並びに一般社会に対して啓発活動につとめているが

とくに、生徒・父兄に対しては、
①年少者に関する労働基準法の保護規定に違反する事業場及び業務に就労できない。
②求職に際しては、できるだけ学校または安定所を通じて仕事の内容、労働条件をよく知ったうえで就労する。
③父兄は子弟の就労に常に関心を払う。
④就労中は常に疲労・身体状況に注意する。

等を指導し、また、使用者に対しては、
①一五歳未満の中学生については、工業部門で使用できない。
②労働条件を明示して、これに違反しない。
③就労に先立ち、仕事の仕方、責任の範囲、安全知識等を正しく教える。
④飲酒・喫煙等年少者に好ましくない行為をすすめないように注意する。
等、実態に即した細かい指導を行なっている。

次に、中学生のアルバイトの事例として、今年の冬に耳新しく報道された新潟スキー場におけるアルバイトの実情をみてみよう。以下は新潟婦人少年室からの報告である。

（事例）
スキー場での中学生のアルバイト
群馬と新潟の県境、三國山脈をへだてて山の背に当たる新潟県側、上越沿線は県内でも雪の深い所で知られている。平年でも二メートルから三メートルの積雪

で、多い時は五メートルにも及び、三月の終り頃までスキーヤーが入っている。上越沿線は、このように雪も深く、その上見るべき工場も無い純農村地帯で、平均耕作面積も五アールないし七アールという零細農家が多く、昔から二、三男は勿論のこと、娘達も収入の道を求めて外へ働きに出ていた。また、各村々では冬になると男の人達は除雪人夫に出たり、都市の土木事業や本屋、問屋の荷作りの出稼ぎをしなければならなかった。

このような生活を背景に、レジャーブームで越後湯沢を目ざして押しよせるスキーヤーに目をつけた各村々は、村人の生活を向上させるために、昭和二七、八年頃から上越沿線の各駅毎と言つてもいい程、越後湯沢・石打・塩沢・六日町・浦佐・小出・小千谷と、一か所から六か所のリフトをそなえたスキー場を建設している。

これに伴つて地元では世帯の約半数以上は季節旅館・売店・食堂、その手伝い等、スキーで生活をたてているもので、今ではスキー関係の仕事が主で、農業に従事だともいわれている。スキーブームのお蔭で冬の間出稼ぎに出る者もなくなつた。この地区でも中学校を卒業した就職者の大部分は県内にとどまらず、京浜地区へ職を求めて家を離れている。家に残るものは多い中学でも十人そこそこで、働く若い層が殆んど村に残っていない。こんな実状の中で昨年の十二月末から一

月にかけて、各スキー場とも所得倍増ムードの影響か、例年に増したスキーブームにわき、深刻な人手不足に当面した。ちょうど冬休み中のことでもあり、自分の家の子供を手伝わせるのはもちろん親類知人と、つてを求めて中学生、中には小学生の一部もアルバイトとして動員されたものである。

各中学校とも、スキーそのものは健全なスポーツであるが、アルバイトで収入があるところへ華やかな消費生活のみを見せていては成長過程の心身に悪い影響があるのではないかと心配され、アルバイトは禁止する方針で指導している。しかし、冬期間の現金収入が大きく町や村を潤していることを考えると、強い態度も取れず、特に近年スキー場を建設して、スキー客誘致に努力している地域の中学校は、校長が強いことをいうと、村の実態を知らな過ぎると非難を受けるので、生徒のアルバイトの実態調査すら行なえない微妙な立場で悩んでいる所もある。

一方、使う方の側も学校の方針については大體理解しているが、人手不足がの上越沿線だけの現象ではなく、人が集まらないのでやむを得ないのだという考え方が強い。それに、学校を休んだり放課後にやるという生徒はごく少なく、一番忙しい冬休み中が一番多い。

アルバイトの内容は旅館または季節旅館や食堂・売店の手伝い、品物や燃料のしよいあげ、僅かながらスキーのコーチ

をやっている者もある。これを賃金の面から見ると、各地域いろいろであるが、学校側の考え方が大きく左右しているようだ。

例えば、アルバイトは賃金が目的ではなく、教育実習であるから、そのお礼として出るなら受けるという指導しているところは百円から二百五十円位までで、その他は三百円が中学生のスキーアルバイトの日当であった。また、品物や燃料を山ま

でしよい上げる仕事は、量にもよるが、四、五百円と高い。スキーコーチは特にきまったものではなく、相手次第であるが、五百円から千円ということ、労働の質によって日当にも差がついている。

労働時間について、学校側では、通いで朝九時から、夕方六時頃までと言っているところもあったが、これは古くからスキー場を持つていた中学で、外は大體朝八時頃から夜九時頃までが多いよう

だ。住込みのところは働く時間も長くない。ある季節旅館の主人の話によると、暮から正月の忙しい時期などでは、家族の部屋や、女中部屋までお客に提供して、みんなで一晩中ねむけざましに代りうひとい話のこともあったという。

以上述べたことをまとめて学生アルバイトの問題点をひらいてみると、

一、生徒の服装が派手になり、金使いが荒くなる。

二、落着きがなくなり勉強しなくなる。

三、買い喰いをおぼえたり、外来客の服装や態度を真似たがる。

四、季節旅館では忙しい時期は部屋をせいいっぱい使うので、休む部屋もな

く、疲労が重なる。

五、食事の不規則になり、労働時間も長くなる。

六、村という親類は四親等以上の姻族まで含まれるので、親類の言葉にまどわされやすい。

七、アルバイトの期間が短かいこと、手続きの複雑なことを理由にして、使用許可申請書は全然出してない。このために万一事故が起こっても保障がない。また泣き寝入りの心配がある。

このように生活に根ざしたスキー場建設ではあるが、人手不足がもたらした学生アルバイトに与える悪い影響を除くために、学校の先生方や婦人少年室協会員、関係の役所等が一致して対策を取りはじめています。

ある学校では、休暇に入る前にアルバイトで働く生徒の父兄から職場や就労の条件を細かく書いて提出させ、一つ一つ調べて許可したり、使用主には手紙で生徒が義務教育中であり、未成年で児童福祉法の適用を受けているものであるから、健康管理の面から長時間働かせないよう、夜八時以後は使わないようにとか、酒席には絶対はべらせないように、また、賃金は必ず父兄と相談の上、有益に使うとか、その他の生活指導について

細かい依頼をしている。

婦人少年室協働員は、学校や使用主を折々訪ね、使用許可申請書を監督署へ出し、署長の許可を得た上で、正しい労働条件と管理のもとに使うことをすすめている。また、監督署もスキー場の実態を調べ、使用者の指導を実施した。

しかし、これだけでアルバイトの弊害がなくなるものとは思えない。大人は何か事件が起こると、あわてふためいて対策にさわぎたてるが、常には目先の欲にかられて、育ちつつある青少年を忘れることが多い。次の世代をよりよく育てるために、生活の犠牲にしないという覚悟を強く持つて日々の生活の一こま一こまの中で、暖く見守りたいものである。

（以下ページつづき）
わゆる住込労働者の住居についても、そこに居住する労働者の保護の見地から放置できないので、昭和三五年七月、労働省労働基準局長より都道府県労働基準局長に対して、住込み労働者の住宅環境、とくに災害時における対策等について、関係消防機関とも連絡をとり、集団指導の方法により指導を進め、順次改善させると共に、共同宿舎の設置など事業主相互の自主的活動を醸成するよう通達している。

B 最近、事業主団体等による共同宿舎の設置がみられるが、問題解決の最もよい方法の一つと考えてよいわけだね。

（年少労働課）

寄 宿 舎 に つ い て

労基法による事業附属寄宿舎とは

B 三六年度の中学卒業者の県外就職者は三八%を占め、これに自県内でも通勤できない地域に就職したものを加えると親元を離れて就職した者は半数以上を占めているだろう。

A 初めて就職する場所が親兄弟から離れた土地であるということは、年少者に一層の不安感を与えるだろうから、これら年少者が日常生活をおくる寮や寄宿舎、住込みの工場・商店などにも相当の配慮をしなければならぬ。

B 近頃、住込み労働者が事業場の火災で逃げ遅れ怪我をしたり焼死したりした事件が新聞に報道されているが、安全の面からの配慮も重大なことだ。

A 労働基準法では、事業附属寄宿舎について詳細な規定を設けて寄宿労働者の保護を図っているが、寮に住む労働者や、住込み労働者については特別の保護規定は設けていない。

B 事業附属寄宿舎と、寮だとか住込みだとかの相異はどうか。

A 事業附属寄宿舎とは、事業経営の必要上設置されたもので、それを廃止す

ることによって事業の経営が不可能又は著しく困難となるような事業との必然的な関連があり、さらに相当人数の労働者が独立又は区画された施設で共同生活を営んでいるものをいうのだ。

例えば、地元で十分な労働力を充足することができないため、どうしても寄宿舎を作って労働者を住まわせる必要のある土建業の現場の寄宿舎、紡績・製糸工場の寄宿舎などや、近くに労働者を住まわせる必要のある大病院の看護婦宿舎、旅館・料理店のように終業が夜遅くなるため事業場の近くに労働者を住まわせる必要から設置した寄宿舎などがこれに当たる。だから福利施設として建てられた独身寮・社宅は事業附属寄宿舎に入らないし、また小規模の事業場でみられる事業主と生活を共にする住込みなどは事業附属寄宿舎には当たらないとされている。

B どうして労働基準法では、事業附属寄宿舎だけを保護の対象にしているのか。

A それは寄宿舎が事業経営の必要上その一部として設置されたものであるということから設置運営に法律上の規制を加えている。また明治三六年に農商務省から出版された「職工事情」や大正一四年に出版された「女工哀史」などによると当時の寄宿舎では、逃亡を防止するために入社以来一度も外出させなかったり、風紀取締を口実に終業

後寄宿舎の出入口に錠を下したりしたため寄宿舎が火事になり一度に三十数人も焼死した事件が記されている。このように寄宿舎制度の弊害が過去において顕著であったため、諸外国にも例のないことだが、特に労働立法の中に寄宿舎に関する規定を設けたわけだ。

B なるほど。ではその法律の内容について簡単に話してくれないか。

A まず、労基法九四条には、使用者は、事業附属寄宿舎に寄宿する労働者の私生活の自由を侵してはならない。

また、寮長、室長その他寄宿舎生活の自治に必要な役員の選任に干渉してはならないと定めている。九五条では、一、起床、就寝、外出及び外泊に関する事項 二、行事に関する事項 三、食事に関する事項 四、安全及び衛生に関する事項 五、建設物及び設備の管理に関する事項のそれぞれについて使用者は寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署長に届出ることを義務づけ、更に前に述べた一乃至四の事項に関する規定の作成又は変更については、寄宿する労働者の過半数を代表する者の同意を得なければならない。

つぎに九六条の寄宿舎の設備及び安全衛生の基準について主なものを述べると、第一種寄宿舎と第二種寄宿舎にわけて規定されている。

B その第一種だとか第二種だとかの区別はなんだ。

A 簡単にいえば、第一種とは恒久的な寄宿舎で、第二種は仮設的な寄宿舎と考えることができる。そこできょうは年少者に関連が深い第一種寄宿舎について安全衛生基準を話してみよう。

設置場所は火災、水害の発生しやすい場所、雪崩れ又は土砂崩壊のおそれのある場所、その他安全や衛生上不適当な場所を避けなければならない。

寝室は、火災等における危険防止上の目的から、原則として三階以上に設けることを禁止し、衛生の見地から地下に設けることも禁止している。内部は寝台を設けない場合は畳敷とし、寝室の一人あたりの居住面積は、床の間や押入れを除いて二五平方メートル以上を確保する必要がある。一室の居住人員は最大限一六人とされている。また、風紀の観点から、壁板しきり等による完全な区画を設け、出入口を別にした場合以外は、男女を同一棟の寄宿舎に収容してはならないことになっている。

そのほか階段については、火災などの非常の際の避難を考慮して、各階に適当に配置され、屋外の安全な場所に通ずる階段を、二階以上に寄宿する労働者が常時一五人以上であるときは原則として二か所以上設けなければならないことになっている。

以上は事業附属寄宿舎についての規定だが、この規定の適用を受けない

(以下30ページ下段・印へつづく)

(1) 書名	著者	発行所	巻号	発行年	(2) 書名	著者	発行所	巻号	発行年
IX 婦人と労働									
5. 婦人労働者の労働条件に関するもの									
生理休暇について	及川富加志	官業労働	(5-4)	51	家族手当の支給実状はどうなっているか		労働週報	(16-630)	53
フランスの社会保障制度 ——家族手当の制度について——		調査と資料	(1-7)	"	女子労働力の構成と労働条件の実態	石崎政一郎 他	東北法学会雑誌	(2)	"
未帰還職員の給与		社会運動通信	(266)	"	操短前後の生理休暇取得状況の調査		労政時報	(1255)	"
家族療養費加給金制度 ——私の組合で実施している家族療養費全額給付の実態——	高橋 政助	月刊社会保障	(5-7)	"	女子労働者の労働時間についての問題点 ——時間外・休日及び深夜業の運用方法——		"	(1262)	"
生理休暇不要論	阿部真之助	婦人公論	(37-11)	"	72企業の家族手当調査		労働経済旬報	(7-208)	"
再び生理休暇について	及川富加志	官業労働	(5-12)	"	家族手当の支給実状に就いて		日労研資料	(6-10)	"
生理休暇をめぐって ——アンケート——	池田みち子 他	婦人公論	(37-11)	"	女子賃銀論 —— 1 ——	川口 義明	労働研究	(72)	"
看護婦の労働条件について	足立喜美子	労働基準	(2-12)	"	結婚資金状況一覧		全銀連調査時報	(38)	"
主要会社の家族手当支給状況調査		労政時報	(1175)	"	百貨店における女子職員の労働条件調査		労政時報	(1264)	"
男女同一労働同一賃金について——中央婦人問題会議労働委員会記録 1950 年——	労働省婦人少年局	同 婦人労働資料第6		"	給与条例からみた扶養手当について	前田 隆	「青森県教育委員会」教育広報	(3-10) (3-11)	54
男女同一賃金の実状 ——昭和25年に於ける労働基準法第四条違反を中心として——				"	男女賃金格差と男女同一労働同一賃金についての考察	竹中恵美子	経済学雑誌	(29-3・4)	"
金融機関の女子労働条件 ——仙産業に劣る——		全銀連調査時報	(28)	52	賃金と労働時間からみた最近の婦人労働		労政時報	(1273)	"
家族手当の基本問題 ——上——	藤本 武	官業労働	(6-2)	"	産業別にみた女子賃金の現況 ——男子賃金との格差の実態はどうか——		"	(1277)	"
家族手当の基本問題 ——下—— ——世帯の大いさと生活水準——			(6-3)	"	関西地方における家族手当と通勤費補助の支給状況		"	(1298)	"
ある石炭浜仲仕の話 ——婦人の重量物運搬について——	糸川 次郎	労働の科学	(7-5)	"	婦人の労働条件はどうなっているか ——各国の婦人労働に関する法的基準——		"	(1301)	"
生理休暇の一考察 ——その実態と問題点——	大森みつ子	"	(7-5)	"	産前産後の休業状況調査の概要		労働週報	(17-710)	"
民間における扶養家族手当の支給状況 (資料)		労政時報	(1203)	"	女子労働者の賃金について ——全銀同盟青島対策部——		"	(17-682)	"
繊維業における女子労働者の賃金実態 ——帝國製麻札幌工場の場合——	高津 栄治	北海道労働経済	(3-8)	"	家族手当制度	富賀見 博	姫路工業大学研究報告 (一般教育)	(3)	"
炭労の新賃金要求にみられる飲食物マーケット・バスケット		労政時報	(1203)	"	女子の就業は結婚までとした三井精機の雇員就業規則		労政時報	(1280)	"
メリヤス工場の女子労働者の労働条件はどうなっているか		"	(1210)	"	女子25歳停年を定めた東宝の協約制		"	(1287)	"
産前産後の休業	労働省婦人少年局	同		"	婦人の重量物取扱い作業	斎藤 一	労働の科学	(9-5)	"
産前産後休業調査		(婦人労働資料第18号)		"	婦人の賃金と同一労働同一賃金	藤本 武	経済評論	(3-8)	"
メリヤス工場女子労働者の労働条件 ——実態調査速報——		"		"	女子行員給与調査 ——全銀連関係文部婦人部——		全銀連調査時報	(47)	"
生計費に対する賃金の調整		北海道労働経済	(4-2)	53	生理休暇調査		"	(47)	"
低賃金女子労働と最低賃金問題について	三瓶 孝子	職業研究	(7-5)	"	18従組の生理休暇調査		"	(48)	"
家族手当の性格及び決定方法について ——賃金教室——		労政時報	(1219)	"	女子行員退職金一覧		"	(50)	"
家族手当の支給状況		"	(1227)	"	同一労働同一賃金の原則	渡辺多恵子	経済評論	(3-13)	"
					フランスの男女同一賃金と海外市場競争との問題		海外労働経済月報	(5-1)	55
					市外局における生理休暇附与の実態	阿部 研	電気通信業務研究	(62)	"

女子の就業者数と完全失業者数 (1962年2月)

産業	女子	男子	計の割合	女子の割合	女子の前の月と比較
就業者	1,674万人	2,616万人	38.8%		+13%
自営業者	251	683	26.9		-22
家族従業者	673	250	72.9		+4
雇用者	749	1,710	30.5	100.0	+29
農林業	9	28	24.3	1.2	-5
漁業、水産養殖業	* 3	16	15.8	0.4	+1
鉱業	* 4	44	8.3	0.5	+2
建設業	43	204	17.4	5.7	+8
製造業	263	594	30.7	35.1	+13
卸小売、金融保険、不動産業	184	273	40.3	24.6	-6
運輸通信、電気、ガス、水道業	34	229	12.9	45.4	+8
サービス業	192	203	48.6	25.6	+13
公務	18	118	13.2	2.4	-2
完全失業者	24	23	51.1		-10

「註」1) *印の数字は誤差率が大いから特に注意して使用されたい。
2) 数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

一人一か月平均現金給与総額

(1962年2月)

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
総数	12,246円	27,072円	45.2%
鉱業	10,506	27,170	38.7
建設業	10,676	24,113	44.3
製造業	11,360	26,424	43.0
卸売業	12,416	25,487	48.7
小売業	12,416	25,487	48.7
金融業	16,502	34,367	48.0
不動産業	12,715	32,335	39.3
運輸通信業	15,851	28,857	54.9
電気、ガス、水道業	18,662	32,440	57.5

一労働省労働統計調査部
毎月勤労統計調査一

婦人少年局ニュース

○婦人少年局人事移動(カッコ内は前任)
昭和三十七年六月十八日付

(婦人少年局庶務課長)

千葉 幸雄

職業安定局失業対策部業務課長に配置換する

(大臣官房労働統計調査部
雇用統計課長)

海野 将親

婦人少年局庶務課長に配置換する
昭和三十七年六月二十五日付

(山形婦人少年室長)

中井 美知子

香川婦人少年室長に配置換する

(山梨婦人少年室長)

大坂 巳年子

山形婦人少年室長に配置換する

(奈良婦人少年室長)

長沢 貞子

大臣官房労働統計調査部調査課に配置換する

(香川婦人少年室長)

池野 ヒサ

奈良婦人少年室長に配置換する

加藤 即子

労働事務官(山梨婦人少年室長)に採用する

○年少労働者福祉員講習会の開催

婦人少年局では、全国で八千名を超える年少労働者福祉員に対し、年少労働者の福祉を推進するにあたっての必要知識

等について、七月一日以降全国各地で講習会を開催することになった。

「いっしょになりましたか」

(年少労働課関係)

○年少労働者の福祉のために

——年少労働者福祉員手引——

(昭和三十七年五月)

(婦人課関係)

○THE STATUS OF WOMEN IN JAPAN

○MESSAGES FROM ABROAD FOR THE FOURTEENTH WOMEN'S WEEK

○事業内ホームヘルプ制度のあらまし

(リーフレットNo.85)

○労働省電話番号変更お知らせ

労働省の移転に伴い次のように電話番号が変更されました。

(一一一局) 七四五一番(代表)

昭和三十七年七月一日 印刷
昭和三十七年七月五日 発行

婦人少年局

発行所

婦人少年局

発行所

婦人少年局

発行所

婦人少年局

発行所

婦人少年局

発行所

婦人少年局

発行所

婦人少年局

発行所

婦人少年局

発行所

婦人少年局

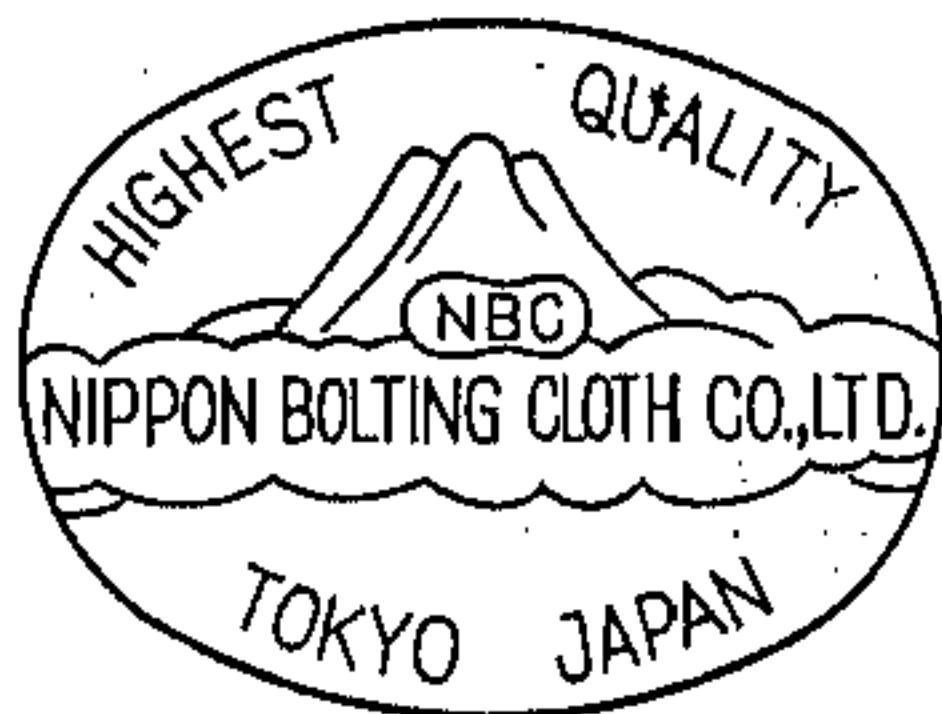
発行所

婦人少年局

発行所

富士印

- 篩網（絹・ナイロン・テトロン・ポリエチレン製）
小麦粉・澱粉等精製其他の工業用
- ステンシル スクリーン（絹・ナイロン・テトロン製）
捺染・印刷用



日本篩絹株式会社

本社・工場 東京都南多摩郡日野町豊田 685
電話 八王子 (2) 2427
日野 (8) 2411・2413
営業部 東京都千代田区丸ノ内 丸ビル 352
電話 東京 (201) 2508・2509

お肌の不安定な シーズンです!



ビタミンのクリーム

お肌がしっとりとうるおって、匂うような色白が自慢。ビタミンのクリーム、「ビフロキシシバスタ」をつかってるの。秋から冬へ、季節の移り変わる時。お肌の不安定なシーズンのお肌のお手入れに、ビタミンB₆、B₂をたっぷり配合した「ビフロキシシバスタ」をおためし下さい。皮ふの奥深くまで滲透してシンから美しいお肌をつくります。

●お求めは…全国デパート、化粧品店で
チューブ入り 100円、180円

美容手帖無代進呈（ハガキで下記へ
お申し込み下さい）

ビフロキシシバスタ

美しさを 内からも

美しさをのむ……ビフロキシシバS錠は、ビタミンをはじめ10数種類もの栄養素を理想的なかたちで配合した「のむ美容剤」です。ニキビ／ふきで物／肌荒れ／などにどうぞ1日3錠で十分です。

総合栄養美容剤

ビフロキシシバS錠

30錠 ¥ 230 150錠 ¥ 850

東京都立川市錦町1-39
ソネボード製薬株式会社